

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

名古屋市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[令和6年10月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等及び申請管理システム)
②システムの機能	<p>1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2 住登外者宛名番号管理機能 既存業務システムからの住登外者宛名番号の紐付情報を保存し、管理する機能。既存システム連携時には各既存業務システムの住登外者宛名番号を置換する。</p> <p>3 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>4 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>5 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号又は受付番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>6 セキュリティ管理機能 暗号化機能及び情報照会・提供記録等を管理する機能。</p> <p>7 職員認証・権限管理機能 情報連携基盤システムを利用する職員又は業務システムの認証と付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>8 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p> <p>9 ぴったりサービス連携機能 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。</p> <p>10 申請管理システム 連携サーバーから連携された電子申請データを参照する機能。</p> <p>11 電子証明書シリアル番号変換機能 連携サーバーから連携された電子申請データに含まれるマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と宛名番号を紐付ける機能。</p> <p>12 申請状況確認機能 ぴったりサービスから受信した申請情報及び処理状況等を確認する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) )</p>





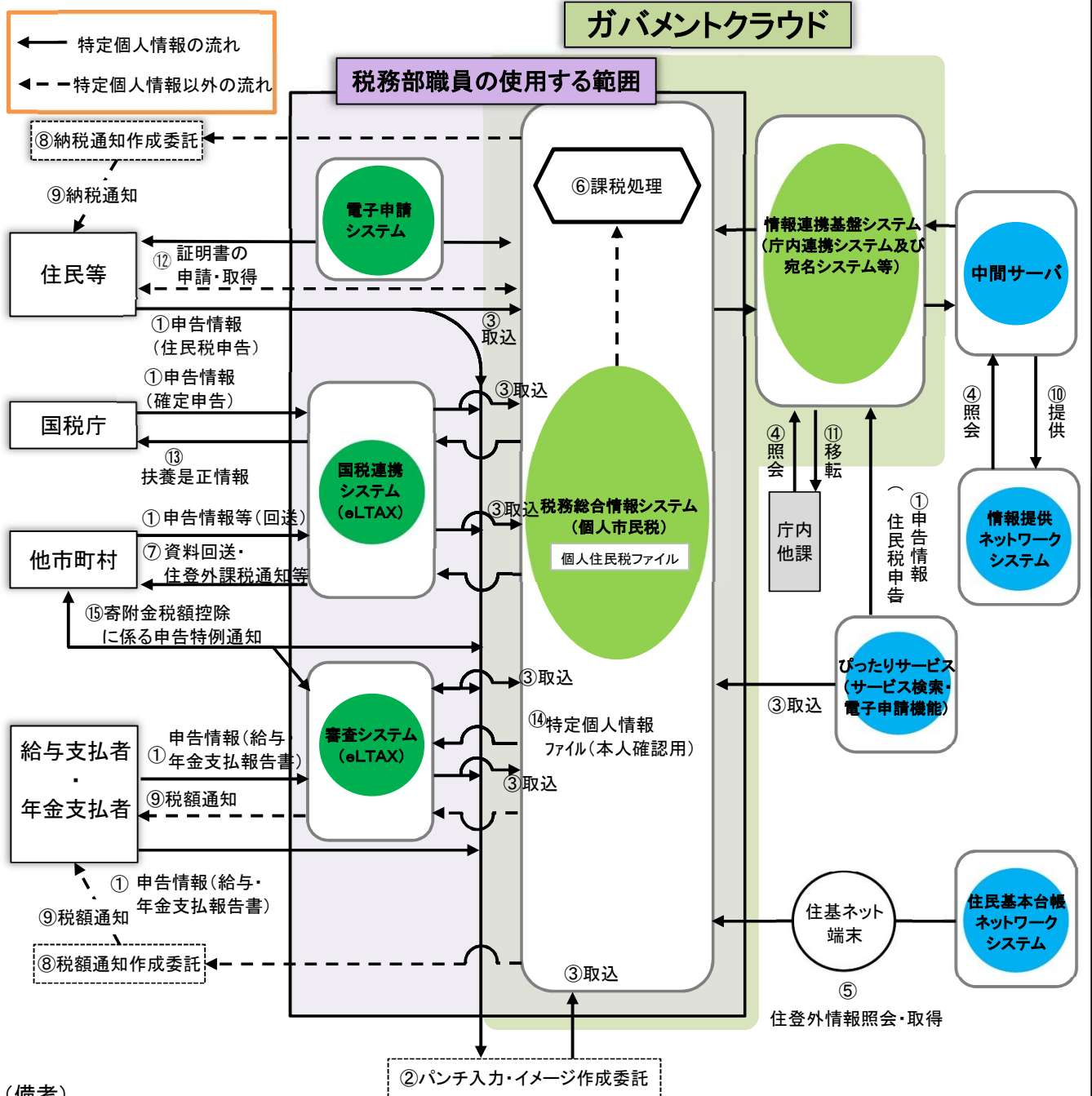


3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>1 個人番号により申告書等の各種法定調書を名寄せ、各人の所得情報等を正確かつ効率的に把握する。</p> <p>2 個人番号により課税情報と障害者関係情報及び生活保護関係情報の突合をより正確かつ効率的に行う。</p> <p>3 他市町村等とネットワークを通じて情報連携することにより、各種申請を行う際の証明書を省略することができ、申請者の利便性向上及び行政の事務の省略化を図る。</p> <p>4 他市町村等とネットワークを通じて情報連携することにより、従前に紙媒体において照会していた事項につき、事務の省略化を図る。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>1 申告書等の各種法定調書について、より正確かつ効率的に名寄せすることができる。</p> <p>2 課税情報と減免情報等について、より正確かつ効率的に突合することができる。</p> <p>3 他市町村等とネットワークを通じて情報連携することにより、各種申請を行う際の証明書を省略することができ、申請者の利便性向上及び本市の事務の省略化を図ることができる。</p> <p>4 他市町村等とネットワークを通じて情報連携することにより、従前に紙媒体において照会していた事項につき、事務の省略化を図ることができる。</p> <p>5 マイナポータルにより、納税者が自己の税情報の提供履歴を簡易な方法で確認することができる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という）第9条第1項、同法別表の24項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>・番号利用法第9条第2項及び名古屋市長行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（番号利用条例）</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報照会 番号利用法第19条第8号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項並びに同法第19条第8号に基づく主務省令第50条</p> <p>2 情報提供 番号利用法第19条第8号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者が市町村長、特定個人情報地方税関係情報となる各項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税務システム推進課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	



(別添1) 事務の内容

■個人住民税の課税事務

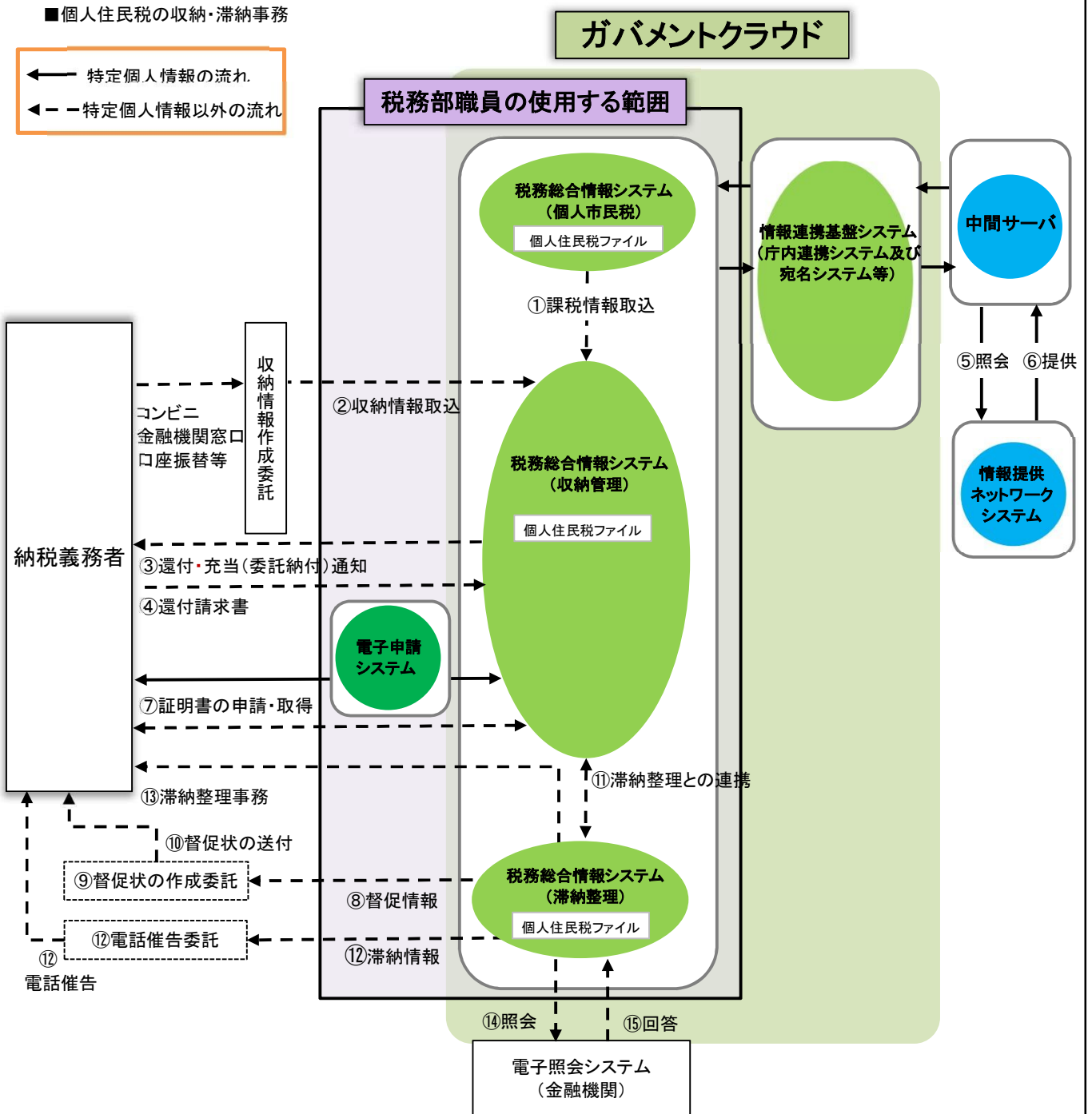
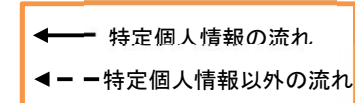


(備考)

- ①住民等より提出される住民税申告書等を受け付け、確認を行う。また、国税庁及び他市町村より所得税確定申告書、住民税申告書等及び住民登録外課税通知等データを取得する。
- ②申告情報等を委託業者にて電子ファイル化する。
- ③申告情報等を税務総合情報システム(個人住民税)に取り込む。
- ④情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムより、個人住民税関係情報、障害者関係情報及び生活保護関係情報の照会を行う。
- ⑤住民基本台帳ネットワークシステム端末を利用して、住民登録外者の個人番号を照会する。
- ⑥税務総合情報システム(個人住民税)で課税処理を行う。
- ⑦他市町村へ課税資料を回送する。また、住民登録外者の住民登録地へ課税通知を送付する。
- ⑧課税処理で作成した納税通知書等情報を委託業者に提供し、納税通知書等の作成・封入を行う。
- ⑨納税通知書等を納税義務者へ送付する。
- ⑩所得情報を中間サーバへ連携して提供を行う。
- ⑪所得情報を庁内他課システムへ連携して移転を行う。
- ⑫住民等の申請に応じて、各種証明書を発行する。
- ⑬調査により、申告情報に誤りがあった場合、扶養是正データを国税庁へ送付する。
- ⑭特定個人情報ファイル(本人確認用)を審査システム(eLTAX)へ連携する。
- ⑮寄附金税額控除に係る申告特例通知データを送付・受領する。

(別添1) 事務の内容

■個人住民税の収納・滞納事務



(備考)

- ① 税務総合情報システム(個人住民税)から連携された課税情報を取り込む。
- ② 委託業者において作成した収納情報を、税務総合情報システム(収納管理)に取り込む。
- ③ 納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付通知書を送付する。
- ④ 還付請求書を受け付ける。
- ⑤ 情報提供ネットワークシステムを通じて、口座登録・連携ファイル関係情報を照会する。
- ⑥ 口座登録・連携ファイル関係情報を税務総合情報システム(収納管理)に取り込む。
- ⑦ 納税義務者等の申請により、納税証明書等を交付する。
- ⑧ 督促情報を作成し、督促状作成のために委託業者へ提供する。
- ⑨ 委託業者において督促状の印刷を行う。
- ⑩ 委託業者において督促状を送付する。
- ⑪ 滞納整理事務を行うため、課税情報及び収納情報を税務総合情報システム(滞納整理)に連携する。
- ⑫ 委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。
- ⑬ 税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。
- ⑭ 電子照会システムを通じて財産情報を照会する。
- ⑮ 電子照会システムを通じて財産情報を得る。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1 賦課期日時点で本市に住所を有する者 2 本市に事業所又は家屋敷を有し、本市に住所を有しない者 3 1又は2のうち、各種申告等(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等)があった者の配偶者及び被扶養者 4 給与支払者及び年金支払者
その必要性	1 適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第294条、同法第317条の2及び番号利用法第14条等に基づき課税情報を保有する。 2 情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムを利用した情報連携をするために、個人を一意に特定する必要がある。 3 マイナポータルで入力された申請情報に含まれるマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と宛名番号を紐付ける必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人情報保護依頼、口座登録・連携ファイル関係情報、戸籍関係情報 )</li> </ul>

	その妥当性	<p>宛名ファイルがないと、団体内で各業務システムが管理する個人を一意に識別できず、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携ができない。また、宛名ファイルがないと、マイナポータルで入力された申請者を団体内で一意に識別できず、申請情報に含まれる4情報(氏名、性別、生年月日、住所)による申請者の特定が必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人番号: 納税義務者、その配偶者及び被扶養者等を正確に特定するために保有する。</li> <li>2 個人番号対応符号: 他市町村等と情報連携を行うために保有する。</li> <li>3 その他識別情報(内部番号): 本市において、個人を一意に特定するために独自の識別番号を保有する(以降、宛名番号と表記)</li> <li>4 4情報(氏名、性別、生年月日及び住所): 通知書等の送付先情報として使用するために保有する。</li> <li>5 連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するために保有する。</li> <li>6 その他住民票関係情報: 適正な課税を行うため、賦課期日時点の納税者、配偶者及び被扶養者の状況を保有する。</li> <li>7 地方税関係情報: 適正な課税を行うため、賦課期日時点の納税義務者に係る課税資料等を保有し、その配偶者及び被扶養者の状況を保有する。</li> <li>8 国税関係情報: 確定申告書等の情報を適正な課税を行うため保有する。</li> <li>9 雇用・労働関係情報、年金関係情報: 特別徴収税額の通知を行うため保有する。</li> <li>10 障害者福祉関係情報: 課税判定及び税額算定又は減免判定を行うため、賦課期日又は納期限時点の納税義務者、その配偶者及び被扶養者の状況を保有する。</li> <li>11 生活保護・社会福祉関係情報: 課税判定及び減免判定を行うため、賦課期日又は納期限時点の納税義務者の状況を保有する。</li> <li>12 個人情報保護依頼: 本人以外からの証明発行申請等に対して、DV等の個別事情により、回答を拒否する対象であることを把握するために保有する。</li> <li>13 口座登録・連携ファイル関係情報: 公金受取口座登録制度に基づく還付を行うために保有する。</li> <li>14 戸籍関係情報: 課税判定や税額算定を適正に行うため、納税義務者、その配偶者及び被扶養者の状況を保有する。</li> </ol>
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		総務局行政DX推進部デジタル改革推進課、財政局税務部市民税課、収納対策課及び税務システム推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( スポーツ市民局、健康福祉局 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、日本年金機構、デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 地方公共団体情報システム機構、他市町村個人住民税担当部署・生活保護担当部署・障害者福祉担当部署等、共済組合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者・年金支払者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳システム、LGWAN、電子申請システム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム )	
③入手の時期・頻度	1 申告書等、通知等により、随時入手する。 2 個人番号、4情報等につき、住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録外者は事務上納税者の特定が必要な時に、その都度更新する。	
④入手に係る妥当性	1 適正な課税、収納、滞納整理のため、所得情報等を申告書等により把握する必要がある。 2 賦課期日時点の住所、納税告知先を把握するため、住民基本台帳情報の入手が必要である。	
⑤本人への明示	1 所得情報等の取得について、地方税法第317条の2、同法第317条の3及び同法第317条の6等により規定されている。 2 課税事務等に必要の場合は、番号利用法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、同法別表第2の第27項により情報提供ネットワークシステムを経由して、情報照会できることが規定されている。	
⑥使用目的 ※	1 所得・控除等の課税情報を入手する。 2 課税情報と納税者等の特定及び被扶養者の確認を効率的に行う。 3 課税情報等と生活保護関係情報又は障害者関係情報等を効率的に突合する。	
変更の妥当性	-	
⑦使用の主体	使用部署 ※	栄市税事務所、本陣市税事務所、金山市税事務所及び財政局税務部
	使用者数	<input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> &lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  3) 50人以上100人未満  5) 500人以上1,000人未満 </div> <div style="text-align: center;"> 2) 10人以上50人未満  4) 100人以上500人未満  6) 1,000人以上 </div> </div>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1 税務総合情報システム  (1) 次の者の賦課期日時点等の情報を登録する。  ア 本市に住所を有する者  イ 本市に住所を有しないが、本市に事務所若しくは家屋敷を有する者  ウ 確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等(以下課税資料という)の提出があった者の配偶者及び被扶養者等  エ 給与支払者及び年金支払者</p> <p>(2) 提出された課税資料について、4情報(氏名、性別、生年月日及び住所)により個人を特定し、支払額・控除額等を登録し、課税台帳を作成する。</p> <p>(3) 情報提供ネットワークシステムによる他市町村等との情報連携及び情報連携基盤システムを利用した本市内の情報連携を行う。</p> <p>(4) 課税資料を名寄せして、課税決定する。</p> <p>(5) 特別徴収義務者に対し、特別徴収税額通知を送付する。</p> <p>(6) 納税義務者に対し、納税通知書を送付する。</p> <p>(7) (4)により決定された税額に基づいて、収納事務及び滞納整理事務を行う。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバー  団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。また、住民番号及び住登外者宛名番号で情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。</p> <p>3 情報連携基盤システム  びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を通じて申請された電子申請データの受理、審査等。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>1 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。課税情報と住民基本台帳情報を突合して、課税判定を行う。</p> <p>2 課税情報と生活保護関係情報及び障害者関係情報を突合して、課税判定及び減免判定等により税額を決定する。</p> <p>3 各種申告情報等を納税義務者で突合し、合算する。</p> <p>4 同一人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>1 住民基本台帳情報との突合により、課税の判定を行う。</p> <p>2 生活保護関係情報及び障害者関係情報との突合により、課税判定及び減免判定等により税額の決定を行う。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 6 ) 件
委託事項1	税務総合情報システムの運用保守業務
①委託内容	税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	課税対象者、配偶者、被扶養者及び特別徴収義務者
その妥当性	1 税務総合情報システム(税務システム)の安定稼働のため専門知識を有する事業者へ委託している。 2 法制度改正等に伴うシステム改修を行う際に、本番稼働前に事前テストを行い、正しく稼働することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 本市庁舎外の遠隔保守を行うための拠点(以下、「遠隔保守拠点」という。) ) 内の作業 庁内の電算エリア及び本市庁舎と専用線で接続する情報保護対策を講じた
⑤委託先名の確認方法	名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
⑨再委託事項	税務総合情報システムのアプリケーション保守作業及び運用オペレーション作業等

委託事項2		課税情報のパンチ入力
①委託内容		課税情報のパンチ入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税対象者、配偶者、被扶養者及び給与支払報告者
	その妥当性	課税資料について画像ファイルを作成し、課税について必要な項目をパンチすることにより、課税事務上の事務軽減を図っている。
③委託先における取扱者数		[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN )
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑨再委託事項	パンチデータ作成作業の一部
委託事項3		納税通知書等の印刷・封入
①委託内容		納税通知書等の印刷・封入
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び特別徴収義務者
	その妥当性	納税通知書等の大量の印刷・封入について、課税処理後に速やかに行う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN )
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。



⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社、サンメッセ株式会社、株式会社ヒミカ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑨再委託事項	納税通知書等の封入、封緘及び配送作業
委託事項4		eLTAXの運用管理
①委託内容		eLTAXの運用管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを利用して提出された申告書等に関する公的年金等受給者、所得税確定申告者及び給与支払者及び給与受給者等
	その妥当性	審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の安定稼働のため専門知識を有する事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LGWAN )
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項5</b>		情報連携基盤システムの開発・運用保守												
①委託内容		情報連携基盤システムの開発、運用保守												
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 特定個人情報ファイルの全体</td><td></td></tr> <tr><td>2) 特定個人情報ファイルの一部</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 特定個人情報ファイルの全体		2) 特定個人情報ファイルの一部							
<選択肢>														
1) 特定個人情報ファイルの全体														
2) 特定個人情報ファイルの一部														
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
	<選択肢>													
	1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満														
3) 10万人以上100万人未満														
4) 100万人以上1,000万人未満														
5) 1,000万人以上														
対象となる本人の範囲 ※	1 区域内の住民(住民基本台帳法(以下「住基法」という)第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。 2 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務で対象となる者 3 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務以外の事務で対象となる者													
その妥当性	システムの開発・運用保守を実施するために、特定個人情報ファイルを委託の対象にする必要がある。													
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 10人未満</td><td>2) 10人以上50人未満</td></tr> <tr><td>3) 50人以上100人未満</td><td>4) 100人以上500人未満</td></tr> <tr><td>5) 500人以上1,000人未満</td><td>6) 1,000人以上</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
<選択肢>														
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満													
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満													
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上													
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (情報連携基盤システムを設置する情報管理室内でのシステムの直接操作)												
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。												
⑥委託先名		日本電気株式会社 東海支社												
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 再委託する</td><td>2) 再委託しない</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない								
	<選択肢>													
	1) 再委託する	2) 再委託しない												
⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。													
⑨再委託事項	情報連携基盤システムの開発、運用保守に関する業務の一部(プロジェクトマネージャー及び運用管理責任者に関する業務は除く。)													



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 78 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 37 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先については、別表1に記載
①法令上の根拠	別表1に記載
②提供先における用途	別表1に記載
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税ファイルに記録されている者のうち、提供先において必要となる者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初課税時及び更正時(月2回)
提供先2	公的年金等支払報告書に係る年金支払者(日本年金機構等)
①法令上の根拠	番号利用法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金支払者が、年金所得に係る個人住民税や森林環境税を年金給付の支払をする際に特別徴収し、本市に納入するため。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づく、年金所得に係る特別徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	1 年金からの特別徴収停止通知 年12回 2 特別徴収税額通知 7月～12月

<b>提供先3</b>	行政機関、地方公共団体及び民間事業者等の特別徴収義務者	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第1号、地方税法第321条の4	
②提供先における用途	給与支払者が、給与所得に係る個人住民税や森林環境税を給与の支払をする際に特別徴収し、本市に納入するため。	
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、特別徴収の方法によって徴収する給与所得に係る特別徴収税額情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者、給与支払者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	5月及び随時	
<b>提供先4</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第9号	
②提供先における用途	個人住民税の課税等	
③提供する情報	他市町村で課税する者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び所得税確定申告書等情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市町村で課税する者等	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

<b>提供先5</b>	国税庁長官
①法令上の根拠	番号利用法第19条第9号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先6</b>	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号利用法施行規則第2条第1項第5号
②提供先における用途	納税者から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、納税者ID(識別番号)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に対して電子申告を行った者のうち、本市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先7</b>	市町村長
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	個人住民税や森林環境税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税とした旨及び住所、氏名等(住登外課税通知) 寄附金額及び住所、氏名等(寄附金税額控除に係る申告特例通知書)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税した者(住登外課税通知) 寄附金税額控除に係る申告書の特例対象となる寄附をした者(寄附金税額控除に係る申告特例通知書)
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	5月ほか随時(住登外課税通知) 1月(寄附金税額控除に係る申告特例通知書)
<b>移転先1</b>	別表2を参照





③消去方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  (1) 保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。  (2) 移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1) 保管期間を過ぎた特定個人情報は定期的に削除する。  (2) 情報管理室に設置された機器のディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受ける。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置  (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>4 電子申請システムにおける措置  名古屋からサービス提供者に対して依頼することで消去する。</p> <p>5 ガバメントクラウドにおける措置  (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。  (2) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。  (3) 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>6 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  (1) LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。  (2) 外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p>
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

宛名情報

項目名		
1 個人番号	51	郵便番号
2 関連相手先宛名番号	52	電話番号
3 最新宛名番号	53	本籍地
4 宛名番号(住登外者宛名番号含む)	54	筆頭者名
5 団体内統合宛名番号	55	前市内市外区分
6 住所情報	56	前市外住所コード
7 市内市外区分	57	前住所自治体コード
8 市外住所コード	58	前住所町名コード
9 住所自治体コード	59	前住所番地コード
10 住所町名コード	60	前住所枝番コード
11 住所	61	前住所小枝番コード
12 住所番地編集区分	62	前住所枝番3コード
13 住所枝番コード	63	前住所番地編集区分
14 住所番地コード	64	前住所
15 住所小枝番コード	65	前住所方書
16 郵便番号	66	自治体コード
17 方書	67	国籍コード
18 氏名情報	68	住定日
19 カナ氏名	69	住定届出日
20 カナ名	70	消除日
21 漢字氏名	71	消除届出日
22 漢字名	72	在留期間開始日
23 法人種別コード	73	在留期間終了日
24 法人種別位置区分	74	宛名グループ番号
25 異動情報	75	代表者宛名番号
26 異動事由コード	76	特宛人宛名番号
27 登録元コード	77	宛名履歴番号
28 登録日	78	住所方書
29 異動日	79	カナ世帯主名
30 届出日	80	漢字世帯主名
31 住民日	81	口座番号
32 住民届出日	82	名義人カナ氏名
33 終了日	83	名義人漢字氏名
34 開始日	84	受付番号
35 審査更新-最終更新日	85	納税組合番号
36 異動年月日	86	法人番号
37 在留の資格コード	87	組合名
38 送付先住所情報	88	組合長宛名番号
39 履歴番号	89	不詳生年月日
40 世帯番号	90	最終宛名番号
41 世帯識別番号	91	通知書番号付加番号
42 住民番号	92	最終通知書番号
43 検索カナ氏名	93	旧市外住所コード
44 カナ通称名	94	旧住所自治体コード
45 検索漢字氏名	95	旧住所町名コード
46 漢字通称名	96	旧住所番地コード
47 生年月日	97	旧住所枝番コード
48 和暦生年月日	98	旧住所小枝番コード
49 登録生年月日	99	旧住所枝番3コード
50 性別	100	旧住所

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名		
101 中間サーバー受付番号		
102 中間サーバー受付明細番号		
103 照会実施管理番号		
104 同一生計配偶者		
105 身体障害者手帳番号		
106 障害名		
107 精神手帳番号		
108 委託特定個人情報名コード		
109 DVフラグ		
110 シリアル番号		
111		
112		
113		
114		
115		
116		
117		
118		
119		
120		
121		
122		
123		
124		
125		
126		
127		
128		
129		
130		
131		
132		
133		
134		
135		
136		
137		
138		
139		
140		
141		
142		
143		
144		
145		
146		
147		
148		
149		
150		

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(共通)		アクセスログ(宛名)	
	項目名		項目名
1	作成日	1	プログラムID
2	作成時間	2	処理内容
3	自治体コード	3	帳票ID
4	自治体名称	4	発行部数
5	職員コード	5	アクセスコード
6	職員名称	6	処理名
7	所属コード	7	宛名番号(住登外者宛名番号含む)
8	所属略称	8	自治体コード
9	端末ID-クライアント	9	税目コード
10	IPアドレス-クライアント	10	車両コード
11	端末ID-サーバ	11	世帯番号
12	IPアドレス-サーバ	12	住民番号
13	サーバ種別	13	個人番号
14	プログラムID	14	個人法人区分名
15	業務コード	15	氏名名称
16	業務名	16	住所
17	処理内容	17	関連先宛名番号
18	発行部数	18	利用者自治体コード
19	事由コード	19	利用者業務コード
20	事由名	20	利用者ID
21	処理名	21	納税者ID
22	個人番号	22	検索宛名番号
23	宛名番号(住登外者宛名番号含む)	23	検索カナ氏名・名称
24	世帯番号	24	検索漢字氏名・名称
25	住所	25	検索世帯番号
26	認証	26	検索個人法人区分
27		27	検索個人法人詳細区分
28		28	検索性別
29		29	検索生年月日
30		30	検索電話番号
31		31	検索住所コード1
32		32	検索住所コード2~5
33		33	検索検索区分
34		34	検索消除区分
35		35	納組番号
36		36	検索納組番号
37		37	検索組合名漢字
38		38	検索組合長宛名番号
39		39	検索自治体コード
40		40	
41		41	
42		42	
43		43	
44		44	
45		45	
46		46	
47		47	
48		48	
49		49	
50		50	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(収納)		アクセスログ(滞納)	
	項目名		項目名
1	プログラムID	1	プログラムID
2	処理内容	2	処理内容
3	帳票ID	3	帳票ID
4	発行部数	4	発行部数
5	アクセスコード	5	アクセスコード
6	メニューボタン名	6	処理名
7	税目コード	7	調定年度
8	調定年度	8	課税年度
9	課税年度	9	税目コード
10	通知書番号	10	通知書番号
11	事業年度開始日	11	事業年度開始日
12	申告区分	12	申告区分
13	申告連番	13	申告連番
14	月期別	14	月期別
15	宛名番号(住登外者宛名番号含む)	15	カナ氏名
16	自治体コード	16	生年月日
17	入金消込-納付書番号	17	性別コード
18	再発行-納付書番号	18	住所
19	過誤納-過誤納番号	19	方書
20	過誤納-還先宛名番号	20	宛名番号(住登外者宛名番号含む)
21	過誤納-還先氏名	21	世帯番号
22	督促-納付書番号	22	職員番号
23	現年催告-納付書番号	23	自治体コード
24	返戻-納付書番号	24	処分コード
25	口座引落日	25	調書番号
26	金融機関	26	納付書番号
27		27	確認番号
28		28	口座振替回数
29		29	標識番号
30		30	個人番号参照有無
31		31	
32		32	
33		33	
34		34	
35		35	
36		36	
37		37	
38		38	
39		39	
40		40	
41		41	
42		42	
43		43	
44		44	
45		45	
46		46	
47		47	
48		48	
49		49	
50		50	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(個人市民税)

項目名	
1 プログラムID	51
2 処理内容	52
3 帳票ID	53
4 発行部数	54
5 アクセスコード	55
6 処理名	56
7 カナ氏名	57
8 生年月日	58
9 性別コード	59
10 方書	60
11 画面名称	61
12 個基-課税年度	62
13 個基-宛名番号	63
14 個基-自治体コード	64
15 個基-履歴番号	65
16 個基-世帯番号	66
17 事基-宛名番号	67
18 事基-履歴番号	68
19 資料-課税年度	69
20 資料-登録区コード	70
21 資料-資料種別コード	71
22 資料-資料番号	72
23 資料-履歴番号	73
24 資料-宛名番号	74
25 賦課-課税年度	75
26 賦課-宛名番号	76
27 賦課-自治体コード	77
28 賦課-履歴番号	78
29 賦課-徴収区分	79
30 資個-課税年度	80
31 資個-登録区	81
32 資個-資料種別	82
33 資個-資料番号	83
34 資個-履歴番号	84
35 資個-宛名番号	85
36 資個-扶養宛名番号	86
37 資個-個人番号参照有無	87
38	88
39	89
40	90
41	91
42	92
43	93
44	94
45	95
46	96
47	97
48	98
49	99
50	100

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

個人市民税情報

項目名	項目名
1 課税年度	51 算出所得割－土地事業
2 調定年度	52 算出所得割－分短一般
3 自治体コード	53 算出所得割－分短軽減
4 宛名番号(住登外者宛名番号含む)	54 算出所得割－分長一般
5 世帯番号	55 算出所得割－分長優良
6 徴収区分	56 算出所得割－分長居住
7 賦課履歴番号	57 算出所得割－山林所得
8 更正事由コード	58 算出所得割－退職所得
9 個人基本種別コード	59 算出所得割－株式譲渡
10 個人基本廃止理由コード	60 算出所得割－肉牛売却
11 未成年者区分	61 算出所得割－先物取引
12 生活扶助区分	62 算出所得割－上場株式
13 非課税コード	63 配当控除
14 減免理由コード	64 外国税額控除
15 給与所得	65 調整額
16 公的年金所得	66 減免前所得割
17 総所得金額	67 所得割減免額
18 合計所得金額	68 減免前均等割
19 雑損控除	69 均等割減免額
20 医療費控除	70 特徴期割－所得割
21 社会保険料控除	71 特徴期割－均等割
22 小規企業共済等掛金控除	72 普徴期割－所得割
23 生命保険料控除	73 普徴期割－均等割
24 地震保険料控除	74 年特期割－均等割
25 障害者控除	75 減免区分
26 寡フ控除	76 減免割合
27 勤労学生控除	77 月割額
28 配偶者控除	78 在籍指定番号
29 国－配偶者控除－入力値	79 過年度調定年度
30 配偶者特別控除	80 過年度期割額
31 扶養控除	81 停止依頼区分
32 基礎控除	82 停止年月
33 所得控除計	83 異動年月日
34 課税総所得	84 賦課更新年月日
35 課税上場株式配当	85 寄附金税額控除
36 課税土地事業	86 期割額
37 課税分短一般	87 優先資料種別コード
38 課税分短軽減	88 指定番号
39 課税分長一般	89 収納指定番号
40 課税分長優良	90 最終個人番号
41 課税分長居住	91 受給者番号
42 課税山林所得	92 租税条約免税給与収入
43 課税退職所得	93 租税条約免税所得
44 課税株式譲渡	94 カナ氏名
45 課税肉牛売却	95 生年月日
46 課税先物取引	96 扶養関連者種別コード
47 課税上場株式	97 納税者番号
48 人的控除差調整額	98 居住開始年月日
49 算出所得割－総所得	99 総所得純損失
50 算出所得割－上場株式配当	100 土地事業純損失

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101 山林所得純損失	151 特定扶養
102 先物取引純損失	152 内同居老親
103 雑損失	153 老人扶養
104 営業等所得	154 その他扶養
105 農業所得	155 同居特別障害
106 その他事業所得	156 特別障害
107 不動産所得	157 その他障害
108 利子所得	158 寡フ区分
109 配当所得	159 勤労学生区分
110 国一配当所得	160 年少扶養
111 内配当控除適用外	161 配偶者合計所得
112 国一内配当控除適用外	162 一般生保支払額
113 甲欄給与収入	163 個人年金支払額
114 特徴年金収入	164 国一生命保険料控除一入力値
115 その他雑所得	165 長期損保支払額
116 雑所得計	166 国一地震保険料控除一入力値
117 総合短期譲渡所得	167 国一寄付金控除一入力値
118 総合長期譲渡所得1の2前	168 国一所得控除計一入力値
119 一時特別控除額	169 配当割額控除額
120 上場株式配当所得	170 株式等譲渡所得割額控除額
121 土地等事業	171 特普区分
122 分短一般特前	172 国一勤労学生障害者控除一入力
123 分短軽減特前	173 国一老年寡フ控除一入力値
124 分長一般特前	174 国一配偶者特別控除一入力値
125 分長優良特前	175 控除不足額
126 分長居住特前	176 充当可能額
127 山林所得	177 住宅取得控除可能額
128 退職所得	178 住宅取得控除
129 株式等譲渡所得	179 性別
130 株式譲渡純損失	180 扶養関連者宛名番号
131 上場株式配当純損失	181 扶養関連者自治体コード
132 先物取引所得	182 本人障害区分
133 申告特例寄附金支払額	183 個人基本寡フ区分
134 他寄附金支払額	184 個人基本生活扶助区分
135 市一寄附金支払額	185 特記コード1
136 県一寄附金支払額	186 無申告調査結果内容
137 特定肉牛売却所得	187 無申告調査結果コード
138 特定肉牛売却価額	188 無申告調査コード
139 専従者控除額	189 翌年申告書発送区分
140 総短譲渡特別控除額	190 扶養関連者区分
141 総長譲渡特別控除額	191 森林環境税額
142 分離譲渡特別控除額計	192 受付番号
143 分短一般特別控除額	193
144 分短軽減特別控除額	194
145 分長一般特別控除額	195
146 分長優良特別控除額	196
147 分長居住特別控除額	197
148 山林特別控除額	198
149 確申青白区分	199
150 控配区分	200



(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

収納情報	
項目名	項目名
1 区コード	51 収入総本税
2 自治体コード	52 更正前滞繰本税調定額
3 税目コード	53 更正後滞繰本税調定額
4 調定年度	54 不納欠損処理日
5 課税年度	55 内訳調定額
6 通知書番号	56 更正後内訳調定額
7 課税区分	57 延長申告期限
8 連番	58 確定申告日
9 申告区分	59 申告基礎年月日
10 宛名番号(住登外者宛名番号含む)	60 法人番号
11 法定納期限	61 指定番号
12 事業年度開始日	62 督促納付番号
13 事業年度終了日	63 督促確認番号
14 申告年月日	64 授命年月日
15 年調定額	65 共有宛名番号
16 本税調定額	66 納付番号
17 本税未納額	67 確認番号
18 本税過誤納額	68 振替調定年度
19 申告加算金調定額	69 振替課税年度
20 申告加算金未納額	70 振替通知書番号
21 更正後申告加算金調定額	71 振替事業年度開始日
22 消込申告加算金	72 振替申告区分
23 納期限	73 振替申告連番
24 変更納期限	74 振替期別
25 法定納期限等	75 振替消込子番
26 指定納期限	76 振替宛名番号
27 調定年月	77 更正元調定年度
28 更正日	78 更正元課税年度
29 更正後調定年月	79 更正元通知書番号
30 更正決定通知日	80 更正元事業年度開始日
31 延滞金調定額	81 更正元申告区分
32 本税収入額	82 更正元申告連番
33 振替金額	83 更正元収納異動連番
34 口座振替日	84 更正元申告年月日
35 完納日	85 調定子番
36 最終領収日	86 宛先識別番号
37 最終収入日	87 前納分納付番号
38 収入日	88 前納分確認番号
39 収入年月日	89 識別番号
40 発生元収入日	90 差替前納付番号
41 申告加算金収入額	91 差替前確認番号
42 延滞金収入額	92 修正前調定年度
43 延滞金未納額	93 修正前課税年度
44 延滞金過誤納額	94 修正前通知書番号
45 前納報奨金	95 修正前事業年度開始日
46 公示日	96 修正前申告区分
47 督促状発行日	97 修正前申告連番
48 督促公示日	98 修正前期月
49 返戻年月日	99 修正前子番
50 滞繰調定本税	100 修正前納付番号

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101 修正前確認番号	151 最終更正日
102 修正前宛名番号	152 最終調定本税
103 修正前調書番号	153 不納欠損本税
104 証券番号	154 更正後本税調定額
105 支払人	155 更正後延滞金調定額
106 口座番号	156 更正後督促手数料調定額
107 口座名義人カナ	157 月計終了年月
108 口座名義人漢字	158 更正後内訳調定額
109 過誤納番号	159 通知書作成日
110 還付先宛名番号	160 通知書発行日
111 所得税更正通知日	161 本税納付額
112 更正請求日	162 督促手数料納付額
113 除算期間開始日	163 延滞金納付額
114 除算期間終了日	164 加算金納付額
115 車両コード	165 年金保険者コード
116 車両履歴番号	166 修正前税目コード
117 本税仮消込額	167 修正前自治体コード
118 本税過誤納処理中額	168 修正前領収日
119 督促手数料調定額	169 修正前収入日
120 督促手数料収入額	170 修正前納付区分
121 督促手数料仮消込額	171 修正前収納種別
122 督促手数料未納額	172 修正前納付書種類
123 督促手数料過誤納額	173 修正前消込金額
124 督促手数料過誤納処理中額	174 修正前消込本税額
125 延滞金仮消込額	175 修正前消込督促手数料
126 延滞金過誤納処理中額	176 修正前消込延滞金
127 申告加算金種類	177 修正前消込申告加算金
128 申告加算金仮消込額	178 修正前消込報奨金
129 督促納期	179 修正前括束番号
130 督促取消日	180 修正前括束連番
131 時効予定日	181 修正前年金保険者コード
132 延滞金執行日	182 受付年月日
133 催告書発行日	183 初回支払日
134 催告納期	184 最終支払日
135 内訳調定額	185 支払予定額
136 領収日	186 収入額
137 消込金額	187 仮消込額
138 消込本税額	188 納付予定日
139 消込督促手数料	189 本税分納額
140 消込延滞金	190 督手分納額
141 消込報奨金	191 延滞金分納額
142 括束番号	192 加算金分納額
143 括束連番	193 納付額
144 確認前領収日	194 過誤納発生日
145 収納更正日	195 過誤納金額
146 振替処理日	196 過誤納本税分
147 異動額合計	197 過誤納督促手数料分
148 異動本税額	198 過誤納延滞金分
149 異動督促手数料	199 過誤納還付加算金分
150 異動延滞金	200 未処理金額

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
201 未処理本税分	251 充当先事業年度開始日
202 未処理督促手数料分	252 充当先申告区分
203 未処理延滞金分	253 充当先申告連番
204 特徴事業所宛名番号	254 充当先税目コード
205 確定申告期限	255 充当先調定年度
206 免除認定日	256 充当先課税年度
207 減免日	257 充当先通知書番号
208 消失認定日	258 充当先事業年度開始日
209 農地変更日	259 充当先申告区分
210 決裁書発行日	260 充当先申告連番
211 決裁日	261 充当先期別
212 充当処理日	262 充当先消込子番
213 充当執行日	263 充当先月別
214 還付充当通知書発行日	264 充当先宛名番号
215 加算金通知書発行日	265 充当先未納本税分
216 還付本税加算金	266 充当先未納督促手数料分
217 還付延滞金加算金	267 充当先未納延滞金分
218 還付金額	268 充当先未納申告加算金分
219 還付加算金	269 充当先本税分
220 還付請求日	270 充当先督促手数料分
221 還付支払予定日	271 充当先延滞金分
222 還付支払日	272 充当先申告加算金分
223 還付支払自治体コード	273 充当先納期限
224 還付時効日	274 充当加算金
225 歳入還付支払日	275 充当本税加算金
226 歳出還付支払日	276 充当延滞金加算金
227 過誤納期別	277 還付元税目コード
228 過誤納子番	278 還付元調定年度
229 発生調定本税分	279 還付元課税年度
230 発生収入本税分	280 還付元通知書番号
231 発生元領収日	281 還付元事業年度開始日
232 充当金額	282 還付元申告区分
233 充当元税目コード	283 還付元申告連番
234 充当元調定年度	284 還付元期別
235 充当元課税年度	285 還付元消込子番
236 充当元通知書番号	286 還付元月別
237 充当元事業年度開始日	287 還付元宛名番号
238 充当元申告区分	288 還付元本税分
239 充当元申告連番	289 還付元督促手数料分
240 充当元期別	290 還付元延滞金分
241 充当元消込子番	291 更正前控除不足額
242 充当元月別	292 更正後控除不足額
243 充当元宛名番号	293 取戻額
244 充当元本税分	294 確定申告受付日
245 充当元督促手数料分	295 賦課決定日
246 充当元延滞金分	296 納税通知書発付日
247 充当先税目コード	297 取戻発生日
248 充当先調定年度	298 返還金管理番号
249 充当先課税年度	299 返還確定日
250 充当先通知書番号	300 返還指定額

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
301 利息相当額	351 増減調定額内訳
302 返還時期別調定額	352 累計調定額内訳
303 返還時期別収入額	353 累計調定額到来内訳
304 返還時内訳消込額	354 増減収入額内訳
305 返還時内訳異動額	355 累計収入額内訳
306 返還金内訳額	356 累計収入額到来内訳
307 文書発行日	357 共通納税—地方公共団体コード
308 公示入力日	358 共通納税—納税者ID
309 調査年月日	359 共通納税—収納団体番号
310 加算金調定額	360 共通納税—納付番号
311 加算金収入額	361 共通納税—納付区分
312 加算金仮消込額	362 共通納税—確認番号
313 本税通知額	363 共通納税—履歴番号
314 督促手数料通知額	364 管理ファイル取込日
315 延滞金通知額	365 納付ファイル取込日
316 加算金通知額	366 入金ファイル取込日
317 記事宛名番号	367 共通納税—申告区分
318 記事作成日	368 共通納税—税目区分
319 更新前催告書発行日	369 共通納税—期別—自
320 更新前催告納期	370 共通納税—期別—至
321 旧税目コード	371 共通納税—申告受付番号
322 旧調定年度	372 共通納税—申告受付日
323 旧課税年度	373 共通納税—利用者ID
324 旧通知書番号	374 共通納税—納付者名フリガナ
325 旧事業年度開始日	375 共通納税—納付者名
326 旧事業年度終了日	376 共通納税—本税等合計額
327 旧申告区分	377 共通納税—延滞金合計額
328 旧申告連番	378 共通納税—納期限
329 旧期別	379 共通納税—延滞金計算開始年月日
330 現年調定額	380 共通納税—入金年月日
331 現年収入額	381 共通納税—納付年月日
332 現年過誤納額	382 氏名カナ
333 現年還付未済額	383 氏名漢字
334 現年未納額	384 今回請求金額合計
335 現年仮収入額	385 請求本体金額
336 現年還付済額	386 請求固定延滞金額
337 現年充当済額	387 納付情報変更年月日
338 過年調定額	388 延滞金計算開始年月日
339 過年収入額	389 今回支払金額合計
340 過年過誤納額	390 支払納付額
341 過年還付未済額	391 支払延滞金額
342 過年未納額	392 作成時宛名番号
343 過年仮収入額	393 作成時最新宛名番号
344 過年還付済額	394 最新宛名番号
345 過年充当済額	395 漢字氏名名称
346 増減調定額	396 住所方書
347 累計調定額	397 徴収区コード
348 増減収入額	398
349 累計収入額	399
350 累計不納欠損額	400

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

滞納情報	
項目名	項目名
1	区コード
2	自治体コード
3	宛名番号(住登外者宛名番号含む)
4	最終納付年月日
5	最終催告年月日
6	引継年月日
7	受入年月日
8	完結年月日
9	移管年月日
10	訪問予定年月日
11	訪問予定日
12	訪問予定時刻
13	最終催告期限
14	催告停止日
15	催告停止期限
16	返戻年月日
17	時効予定日
18	世帯番号
19	調書番号
20	調定年度
21	課税年度
22	通知書番号
23	事業年度開始日
24	申告区分
25	申告連番
26	期別
27	納期限
28	変更納期限
29	法定納期限
30	事業年度終了日
31	本税処分額
32	督手処分額
33	延滞金処分額
34	加算金処分額
35	受付番号
36	受付年月日
37	証券番号
38	支払期日
39	指定期日
40	振出年月日
41	振出人氏名漢字
42	振出人住所漢字
43	支払人
44	支払場所
45	決済年月日
46	返却年月日
47	不渡年月日
48	代金取立明細日
49	本税分納額
50	督手分納額
51	延滞金分納額
52	加算金分納額
53	公売連番
54	売却連番
55	入札開始年月日
56	入札開始時刻
57	入札終了年月日
58	入札終了時刻
59	開札年月日
60	開札開始時刻
61	公売場所
62	見積価額
63	公売保証金
64	売却決定年月日
65	売却決定時刻
66	売却決定場所コード
67	売却決定場所
68	代金納付期限
69	代金納付時刻
70	最高価決定年月日
71	最高価申込者郵便番号
72	最高価申込者氏名
73	最高価申込者住所
74	最高価申込者方書
75	最高価申込価額
76	次順位決定年月日
77	次順位申込者郵便番号
78	次順位申込者氏名
79	次順位申込者住所
80	次順位申込者方書
81	次順位申込価額
82	財産番号
83	調査年月日
84	財産内容
85	解除年月日
86	解除事由コード
87	解除番号
88	履行期限
89	権利者番号
90	権利者氏名カナ
91	権利者氏名漢字
92	権利者住所漢字
93	権利者方書漢字
94	郵便番号
95	電話番号
96	連絡先種別コード
97	連絡先名称カナ
98	連絡先名称漢字
99	連絡先住所漢字
100	連絡先方書漢字

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

	項目名		項目名
101	連絡先郵便番号	151	
102	連絡先電話番号	152	
103	連絡先内線番号	153	
104	連絡先FAX	154	
105	メールアドレス	155	
106	異動年月日	156	
107	異動事由コード	157	
108	本籍地	158	
109	筆頭者	159	
110	勤務先郵便番号	160	
111	勤務先	161	
112	所得金額	162	
113	所得金額対象年	163	
114	最新宛名番号	164	
115	本税停止額	165	
116	督促手数料停止額	166	
117	延滞金停止額	167	
118	申告加算金停止額	168	
119	本税欠損額	169	
120	督促手数料欠損額	170	
121	延滞金欠損額	171	
122	申告加算金欠損額	172	
123	完納年月日	173	
124	停止年月日	174	
125	欠損年月日	175	
126	公売配当日	176	
127	領収年月日	177	
128	収入年月日	178	
129	本税充当額	179	
130	督促手数料充当額	180	
131	延滞金充当額	181	
132	申告加算金充当額	182	
133	納付書番号	183	
134		184	
135		185	
136		186	
137		187	
138		188	
139		189	
140		190	
141		191	
142		192	
143		193	
144		194	
145		195	
146		196	
147		197	
148		198	
149		199	
150		200	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

個人市民税 課税資料情報

項目名	項目名
1 課税年度	51 分離株式譲渡所得(未公開)
2 宛名番号(住登外者宛名番号含む)	52 分離株式譲渡所得(上場)
3 本人障害区分	53 分離配当所得
4 特定扶養	54 分離配当課税所得
5 年少扶養	55 株式譲渡繰越控除
6 内同居老親	56 先物取引繰越控除
7 老人扶養	57 居住用財産繰越控除
8 その他扶養人数	58 配当所得
9 特別障害	59 非居住特例
10 その他障害	60 変動所得
11 扶養関連者宛名番号	61 前年変動所得
12 営業等所得	62 前々年変動所得
13 農業所得	63 臨時所得
14 その他事業所得	64 平均課税対象額
15 不動産所得	65 純損失
16 利子所得	66 雑損失
17 配当所得(所得税)	67 総所得金額等
18 給与所得	68 一般給与所得
19 雑所得	69 公的年金所得
20 総合短期譲渡所得	70 その他雑所得
21 総合長期譲渡所得	71 免税所得
22 一時所得	72 特例肉用牛所得(売却額)
23 長短期一時所得1/2	73 土地等事業所得
24 分離短期譲渡特別控除前(一般)	74 超短期土地等事業所得
25 分離短期譲渡所得(一般)	75 非課税所得
26 分離短期譲渡特別控除前(軽減)	76 特例肉用牛課税所得
27 分離短期譲渡所得(軽減)	77 営業等収入
28 分離短期譲渡課税所得	78 農業収入
29 分離長期譲渡特別控除前(一般)	79 その他事業収入
30 分離長期譲渡所得(一般)	80 不動産収入
31 分離長期譲渡特別控除前(特定)	81 利子収入
32 分離長期譲渡所得(特定)	82 配当収入
33 分離長期譲渡特別控除前(軽課)	83 給与収入
34 分離長期譲渡所得(軽課)	84 雑収入(公的年金)
35 分離長期譲渡課税所得	85 雑収入(その他)
36 分離株式譲渡所得(一般)	86 分離株式譲渡収入(一般)
37 分離株式譲渡所得(新株)	87 分離株式譲渡収入(新株)
38 分離株式譲渡所得	88 退職収入
39 分離株式譲渡課税所得	89 専従者給与収入
40 山林所得特別控除前	90 専従者給与所得
41 山林所得	91 先物取引収入
42 山林課税所得	92 分離株式譲渡収入(未公開)
43 退職所得	93 分離株式譲渡収入(上場)
44 退職課税所得	94 分離配当収入
45 総合課税所得	95 総合短期譲渡収入
46 総合短期譲渡特別控除前	96 総合長期譲渡収入
47 総合長期譲渡特別控除前	97 一時収入
48 一時所得特別控除前	98 分離短期譲渡収入(一般)
49 先物取引所得	99 分離短期譲渡収入(軽減)
50 先物取引課税所得	100 分離長期譲渡収入(一般)

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101 分離長期譲渡収入(特定)	151 分離短期譲渡特別控除(軽減)
102 分離長期譲渡収入(軽課)	152 分離長期譲渡特別控除(一般)
103 山林収入	153 分離長期譲渡特別控除(特定)
104 医療費支払額	154 分離長期譲渡特別控除(軽課)
105 旧個人年金保険料	155 山林所得特別控除
106 旧長期保険料	156 総合譲渡特別控除
107 社会保険料	157 一時所得特別控除
108 寄附金支払額(特例控除)	158 住宅耐震改修特別控除
109 寄附金支払額(市町村指定)	159 住宅借入金等特別控除可能額
110 寄附金支払額(道府県指定)	160 電子証明書等特別控除
111 寄附金支払額(募金・日赤)	161 住宅借入金等特別控除見込額
112 1号支払額	162 長期優良住宅新築等特別税額控除
113 2号支払額	163 既存住宅特定改修特別税額控除
114 3号支払額	164 認定NPO法人等特別税額控除
115 短期保険料	165 配当割
116 旧一般生命保険料	166 株式譲渡所得割
117 地震保険料	167 特定支出控除
118 新一般生命保険料	168 退職所得控除額
119 新個人年金保険料	169 外国税額控除対象額(道府県民税)
120 介護医療保険料	170 外国税額控除対象額(市町村民税)
121 国民年金保険料等の金額	171 投資・リース税額控除
122 医療費補てん額	172
123 寄附金支払額(所得税)	173
124 寄附金支払額(地方税)	174
125 雑損控除	175
126 医療費控除	176
127 社会保険料控除	177
128 小規模共済掛金控除	178
129 生命保険料控除	179
130 損害保険料控除	180
131 寄附金控除	181
132 寄附金控除(所得税)	182
133 老年者控除	183
134 寡婦・寡夫控除	184
135 勤労学生控除	185
136 障害者控除	186
137 配偶者控除	187
138 配偶者特別控除	188
139 扶養控除	189
140 基礎控除	190
141 配偶者合計所得	191
142 専従者控除合計額	192
143 地震保険料控除	193
144 配当控除	
145 住宅取得等特別控除	
146 政党等寄附金特別控除	
147 災害減免額	
148 外国税額控除	
149 定率減税額	
150 分離短期譲渡特別控除(一般)	



## 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法命令」という。)第2条の表1の項 ・番号利用法命令第3条	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号利用法命令第3条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号利用法命令第3条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
全国健康保険協会	・番号利用法命令第2条の表2の項 ・番号利用法命令第4条	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号利用法命令第4条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって番号利用法命令第4条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
健康保険組合	・番号利用法命令第2条の表3の項 ・番号利用法命令第5条	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号利用法命令第5条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって番号利用法命令第5条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
総務大臣又は都道府県知事	・番号利用法命令第2条の表4の項 ・番号利用法命令第6条	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号利用法命令第6条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号利用法命令第6条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号利用法命令第2条の表5の項 ・番号利用法命令第7条	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号利用法命令第7条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号利用法命令第7条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
全国健康保険協会	・番号利用法命令第2条の表7の項 ・番号利用法命令第9条	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号利用法命令第9条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号利用法命令第9条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号利用法命令第2条の表11の項 ・番号利用法命令第13条	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号利用法命令第13条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号利用法命令第13条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号利用法命令第2条の表13の項 ・番号利用法命令第15条	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号利用法命令第15条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号利用法命令第15条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法命令第2条の表15の項 ・番号利用法命令第17条	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号利用法命令第17条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号利用法命令第17条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は市町村長	・番号利用法命令第2条の表20の項 ・番号利用法命令第22条	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号利用法命令第22条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号利用法命令第22条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法命令第2条の表28の項 ・番号利用法命令第30条	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号利用法命令第30条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号利用法命令第30条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法命令第2条の表37の項 ・番号利用法命令第39条	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号利用法命令第39条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号利用法命令第39条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	・番号利用法令第2条の表39の項 ・番号利用法令第41条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号利用法令第41条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号利用法令第41条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事等	・番号利用法令第2条の表42の項 ・番号利用法令第44条	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号利用法令第44条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号利用法令第44条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法令第2条の表48の項 ・番号利用法令第50条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号利用法令第2条の表49の項 ・番号利用法令第51条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号利用法令第51条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号利用法令第51条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	・番号利用法令第2条の表53の項 ・番号利用法令第55条	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって番号利用法令第55条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって番号利用法令第55条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
日本私立学校振興・共済事業団	・番号利用法令第2条の表57の項 ・番号利用法令第59条	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法令第59条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法令第59条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣又は共済組合等	・番号利用法令第2条の表58の項 ・番号利用法令第60条	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号利用法令第60条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号利用法令第60条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	・番号利用法令第2条の表59の項 ・番号利用法令第61条	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号利用法令第61条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号利用法令第61条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	・番号利用法令第2条の表63の項 ・番号利用法令第65条	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号利用法令第65条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号利用法令第65条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
国家公務員共済組合	・番号利用法令第2条の表65の項 ・番号利用法令第67条	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号利用法令第67条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号利用法令第67条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
国家公務員共済組合連合会	・番号利用法令第2条の表66の項 ・番号利用法令第68条	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法令第68条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法令第68条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長又は国民健康保険組合	・番号利用法令第2条の表69の項 ・番号利用法令第71条	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号利用法令第71条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号利用法令第71条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号利用法令第2条の表73の項 ・番号利用法令第75条	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号利用法令第75条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号利用法令第75条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	・番号利用法令第2条の表75の項 ・番号利用法令第77条	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号利用法令第77条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号利用法令第77条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	・番号利用法令第2条の表76の項 ・番号利用法令第78条	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号利用法令第78条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号利用法令第78条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事等	・番号利用法令第2条の表81の項 ・番号利用法令第83条	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号利用法令第83条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号利用法令第83条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
地方公務員共済組合	・番号利用法令第2条の表83の項 ・番号利用法令第85条	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号利用法令第85条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号利用法令第85条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	・番号利用法令第2条の表84の項 ・番号利用法令第86条	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法令第86条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法令第86条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法令第2条の表86の項 ・番号利用法令第88条	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって番号利用法令第88条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって番号利用法令第88条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法令第2条の表87の項 ・番号利用法令第89条	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号利用法令第89条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号利用法令第89条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号利用法令第2条の表88の項 ・番号利用法令第90条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって番号利用法令第90条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって番号利用法令第90条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は市町村長	・番号利用法令第2条の表89の項 ・番号利用法令第91条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって番号利用法令第91条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって番号利用法令第91条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事等	・番号利用法令第2条の表90の項 ・番号利用法令第92条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第92条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第92条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣又は都道府県知事	・番号利用法令第2条の表91の項 ・番号利用法令第93条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号利用法令第93条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号利用法令第93条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事等	・番号利用法令第2条の表92の項 ・番号利用法令第94条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号利用法令第94条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号利用法令第94条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法令第2条の表96の項 ・番号利用法令第98条	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって番号利用法令第98条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって番号利用法令第98条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号利用法令第2条の表98の項 ・番号利用法令第100条	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第100条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第100条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	・番号利用法第2条の表106の項 ・番号利用法第108条	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号利用法第108条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号利用法第108条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法第2条の表108の項 ・番号利用法第110条	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号利用法第110条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号利用法第110条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
後期高齢者医療広域連合	・番号利用法第2条の表115の項 ・番号利用法第117条	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号利用法第117条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号利用法第117条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	・番号利用法第2条の表124の項 ・番号利用法第126条	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号利用法第126条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号利用法第126条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事等	・番号利用法第2条の表125の項 ・番号利用法第127条	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号利用法第127条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号利用法第127条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号利用法第2条の表129の項 ・番号利用法第131条の2	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法第131条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法第131条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	・番号利用法第2条の表130の項 ・番号利用法第132条	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法第132条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法第132条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法第2条の表132の項 ・番号利用法第134条	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号利用法第134条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号利用法第134条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は保健所を設置する市長	・番号利用法第2条の表137の項 ・番号利用法第139条	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号利用法第139条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号利用法第139条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号利用法第2条の表138の項 ・番号利用法第140条	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法第140条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号利用法第140条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
独立行政法人 農業者年金基金	・番号利用法令第2条の表140の項 ・番号利用法令第142条	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって番号利用法令第142条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって番号利用法令第142条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
独立行政法人 日本学生支援機構	・番号利用法令第2条の表141の項 ・番号利用法令第143条	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって番号利用法令第143条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって番号利用法令第143条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号利用法令第2条の表142の項 ・番号利用法令第144条	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第144条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第144条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事 又は市町村長	・番号利用法令第2条の表144の項 ・番号利用法令第146条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号利用法令第146条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号利用法令第146条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
総務大臣	・番号利用法令第2条の表147の項 ・番号利用法令第147条	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
文部科学大臣、 都道府県知事 又は都道府県教育委員会	・番号利用法令第2条の表151の項 ・番号利用法令第153条	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第153条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第153条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号利用法令第2条の表152の項 ・番号利用法令第154条	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第154条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第154条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号利用法令第2条の表155の項 ・番号利用法令第157条	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号利用法令第157条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号利用法令第157条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号利用法令第2条の表156の項 ・番号利用法令第158条	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第158条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第158条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号利用法令第2条の表158の項 ・番号利用法令第160条	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって番号利用法令第160条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって番号利用法令第160条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	・番号利用法令第2条の表160の項 ・番号利用法令第162条	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事等	・番号利用法令第2条の表161の項 ・番号利用法令第163条	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)(の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号利用法令第163条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)(の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号利用法令第163条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	・番号利用法令第2条の表163の項 ・番号利用法令第165条	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号利用法令第165条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号利用法令第165条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号利用法令第2条の表164の項 ・番号利用法令第166条	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号利用法令第166条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号利用法令第166条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号利用法令第2条の表165の項 ・番号利用法令第167条	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号利用法令第167条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号利用法令第167条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号利用法令第2条の表166の項 ・番号利用法令第168条	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号利用法令第168条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号利用法令第168条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
文部科学大臣	・番号利用法令第2条の表167の項 ・番号利用法令第169条	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第169条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第169条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は都道府県教育委員会	・番号利用法令第2条の表168の項 ・番号利用法令第170条	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第170条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第170条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は都道府県教育委員会	・番号利用法令第2条の表169の項 ・番号利用法令第171条	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第171条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第171条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は都道府県教育委員会	・番号利用法令第2条の表170の項 ・番号利用法令第172条	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第172条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号利用法令第172条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
文部科学大臣	・番号利用法令第2条の表171の項 ・番号利用法令第173条	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第173条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第173条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は都道府県教育委員会	・番号利用法令第2条の表172の項 ・番号利用法令第174条	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第174条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号利用法令第174条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号利用法令第2条の表173の項 ・番号利用法令第175条	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって番号利用法令第175条で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上1,000万人未満	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって番号利用法令第175条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

<b>移転先1</b>	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課・子育て支援課及び各区役所保健福祉センター福祉部 民生子ども課・福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の8項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	1 児童養護施設等の児童福祉施設に入所させるにあたり、本人又はその扶養義務者に徴収金を課すため、所得情報により徴収金設定事務を行う。 2 小児慢性特定疾病医療給付事業における所得階層判定事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 児童福祉施設等に入所する児童等及びその扶養義務者 2 小児慢性特定疾病医療給付対象者の加入している健康保険の被保険者及び被扶養者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	1 措置開始時及び定例認定時(毎年7月) 2 小児慢性特定疾病医療給付申請時
<b>移転先2</b>	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の9項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	障害児通所給付費等の支給決定をするに当たり、所得情報により利用者負担上限月額等の設定事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	支給決定時(随時)に対象者1人に対して年1回程度



<b>移転先3</b>	健康福祉局健康部感染症対策課及び各区役所保健福祉センター保健管理課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の14項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	予防接種を接種する者の世帯に属する全員の市民税非課税を確認し、自己負担金が無料となる証明書を発行する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種等を接種する者及びその世帯に属する者
⑥移転方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	予防接種の接種費用を無料とするための証明書発行の申請時
<b>移転先4</b>	健康福祉局生活福祉部保護課及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の23項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	生活保護申請者、受給者及び被保護者であった者の所得情報を把握し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護申請者、受給者及び被保護者であった者
⑥移転方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	生活保護申請時(随時)及び収入申告と課税状況の照合調査時(年1回)



<b>移転先7</b>	健康福祉局生活福祉部保険年金課及び各区役所保健福祉センター福祉部保険年金課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の44、46項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	1 国民健康保険業務における用途 国民健康保険料の算定・負担割合の判定および保険料滞納者に対する財産調査  2 国民年金事務における用途 国民年金保険料の免除申請
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  [ 100万人以上1,000万人未満 ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 国民健康保険業務における範囲 名古屋市国民健康保険の被保険者(加入申請をする者、擬制世帯主(国民健康保険被保険者を世帯員に持つ国民健康保険被保険者ではない世帯主)、特定同一世帯所属者(後期高齢者医療に移行した者)、過去に被保険者であった者のうち時効成立前の者、保険料滞納者を含む。)  2 国民年金事務における範囲 国民年金の受給権者、被保険者、配偶者及び世帯主
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年次(5月頃)及び月次(月1回)
<b>移転先8</b>	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の35、56項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	児童扶養手当及びひとり親家庭手当に係る養育者又は受給者の課税情報を確認し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  [ 1万人以上10万人未満 ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童及び児童の養育者及び受給者(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された者。住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月1回、児童扶養手当及びひとり親家庭手当の認定請求時













<b>移転先19</b>	健康福祉局生活福祉部保護課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の95項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付申請者、受給者及び受給者であった者の所得情報を把握し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付申請者、受給者及び受給者であった者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 紙</p>
⑦時期・頻度	支援給付申請時(随時)及び収入申告・課税状況の照合調査時(年1回)
<b>移転先20</b>	健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の100項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	介護保険法に基づく介護保険料賦課・徴収及び介護保険の利用者負担額の決定に際し、介護保険被保険者及び同被保険者の属する世帯の世帯員に係る市民税の課税状況等を把握する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び被保険者の属する世帯の世帯員
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 紙</p>
⑦時期・頻度	年1回(5月:新年度の個人住民税情報取込み)、月1回(個人住民税異動情報の把握)並びに新たに被保険者となった者及び新たに被保険者の属する世帯の世帯員となった者の把握時



<b>移転先23</b>	子ども青少年局保育部保育企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の127項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	保育の必要性及び保育所・認定こども園等の入所に関する事務のうち負担区分の決定の為に使用する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども・子育て支援新制度の対象となる施設を利用しようとする子どもの属する世帯員
⑥移転方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 紙</p>
⑦時期・頻度	支給認定申請時
<b>移転先24</b>	健康福祉局障害福祉部障害企画課・障害者支援課、身体障害者更生相談所及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の117項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	<p>1 重度障害者日常生活用具の給付事務において、申請者の所得情報を把握し、制度対象の可否、利用者負担額の決定を行う。</p> <p>2 補装具費支給事務において、障害者及び配偶者がある場合はその配偶者、または障害児の保護者及びその世帯員の所得情報を把握し、支給の可否、減免適用の有無、利用者負担額の決定の事務を行う。</p> <p>3 自立支援医療(更生医療)の申請者および医療保険の各制度に応じた世帯員の所得情報を把握し、制度適用の可否、利用者負担の決定の事務を行う。</p> <p>4 自立支援医療(精神通院)の申請者および医療保険の各制度に応じた範囲の世帯員の所得情報を把握し、制度適用の可否、利用者負担の決定の事務を行う。</p> <p>5 障害者住宅改造補助事業において、障害者及びその住民票上の世帯内のその者の全扶養義務者の所得情報を把握し、制度適用の可否、自己負担額の決定の事務を行う。</p> <p>6 重度障害者移動入浴事業において、障害者及び配偶者がある場合はその配偶者の所得情報を把握し、制度適用の可否、利用者負担額の決定の事務を行う。</p> <p>7 身体障害者福祉電話貸与事業において、障害者及びその世帯員の所得情報を把握し、貸与の可否、貸与停止判定の事務を行う。</p> <p>8 重度身体障害者緊急通報事業(あんしん電話)において、障害者及びその世帯員の所得情報を把握し、制度適用の可否、利用者負担の有無、適用停止判定の事務を行う。</p> <p>9 重度障害者寝具特殊寝台貸与事業において、障害者及びその配偶者又は扶養義務者で当該貸与対象者の生計を維持する者の所得情報を把握し、貸与の可否、貸与停止判定の事務を行う。</p> <p>10 自動車改造補助金支給事務において、制度申請者本人の所得情報を把握し、制度適用の可否の決定事務を行う。</p> <p>11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条の制度申請者等の所得情報を把握し、利用者負担額、各種減免の決定の事務を行う。</p>

③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>1 申請者(申請者が障害児の場合、保護者)</p> <p>2 障害者及びその配偶者又は障害児の保護者及びその世帯員</p> <p>3 申請者及び医療保険の各制度に応じた範囲の世帯員</p> <p>4 申請者及び医療保険の各制度に応じた範囲の世帯員</p> <p>5 障害者及びその住民票上のその者の世帯内の全扶養義務者</p> <p>6 障害者及びその配偶者</p> <p>7 障害者及びその世帯員</p> <p>8 障害者及びその世帯員</p> <p>9 障害者及びその配偶者又は扶養義務者で当該貸与対象者の生計を維持する者</p> <p>10 制度申請者本人</p> <p>11 障害者総合支援業務について、障害福祉サービスの支給決定を受けた者が属する住民基本台帳上同一世帯である者及び配偶者。移動支援・地域活動支援について、移動支援・地域活動支援の支給決定を受けた者及び保護者</p>
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 紙</p>
⑦時期・頻度	月1回
<b>移転先25</b>	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の117項及び同法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	<p>1 成年後見制度利用支援事業(審判請求費用助成)の助成金交付申請における申請者(申立人)及びその世帯員並びに本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。</p> <p>2 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の助成金交付申請における申請者(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。</p> <p>3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成・特例)の助成金交付申請における本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。</p>
③移転する情報	個人住民税関係情報

移転先一覧

別表2

④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 成年後見制度利用支援事業(審判請求費用助成)の助成金交付申請における申請者(申立人)及びその世帯員並びに本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員 2 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の助成金交付申請における申請者(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員 3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成・特例)の助成金交付申請における本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	成年後見制度利用支援事業における助成金交付申請時	
<b>移転先26</b>	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課	
①法令上の根拠	成年後見制度利用支援事業(高齢者分)に関する条例(予定)及び番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	
②移転先における用途	1 成年後見制度利用支援事業(審判請求費用助成)の助成金交付申請における申請者(申立人)及びその世帯員並びに本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。 2 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の助成金交付申請における申請者(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。 3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成・特例)の助成金交付申請における本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 成年後見制度利用支援事業(審判請求費用助成)の助成金交付申請における申請者(申立人)及びその世帯員並びに本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員 2 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の助成金交付申請における申請者(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員 3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成・特例)の助成金交付申請における本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	成年後見制度利用支援事業における助成金交付申請時	

<b>移転先27</b>	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課	
①法令上の根拠	高齢者福祉に関する条例(予定)及び番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	
②移転先における用途	対象者の所得情報を把握し、敬老パス一部負担金の算定、家族介護慰労金、在宅要介護高齢者寝具貸与事業の対象要件である課税状況の確認、外国人高齢者給付金の受給要件である所得状況の確認、高齢者福祉電話・ひとり暮らし高齢者緊急通報事業の貸与要件及び自己負担の有無の基準である所得状況の確認を行う。	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	敬老パス交付申請者及び世帯員、家族介護慰労金支給対象者及び被介護者、在宅要介護高齢者寝具貸与事業被貸与者及び世帯員、外国人高齢者給付金受給者、高齢者福祉電話・ひとり暮らし高齢者緊急通報事業被貸与者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 敬老パス及び家族介護慰労金について、申請時 2 在宅要介護高齢者寝具貸与、外国人高齢者給付金、高齢者福祉電話及びひとり暮らし高齢者緊急通報事業について、申請時及び現況調査時(年1回・7月)	
<b>移転先28</b>	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課及び各区役所保健福祉センター保健予防課	
①法令上の根拠	特定不妊治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業に関する条例(予定)及び番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	
②移転先における用途	特定不妊治療費助成事業及び一般不妊治療費助成事業における受給資格確認	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象者となる夫及び妻	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	申請時	

<b>移転先29</b>	健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減に関する条例(予定)及び番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減に関する条例(予定)に基づく利用者負担軽減の対象者の決定に際し、申請者及び同申請者の属する世帯の世帯員に係る市民税の課税状況を把握する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者の属する世帯の世帯員
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	年1回(5月:新年度の個人住民税情報取込み)及び月1回(個人住民税異動情報の把握)及び申請時
<b>移転先30</b>	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	自立支援給付金及びひとり親家庭手当に係る条例(予定)並びに番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	自立支援給付金及びひとり親家庭手当に係る養育者又は受給者の課税情報を確認し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	自立支援給付金及びひとり親家庭手当の認定請求をした者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	月1回並びに自立支援給付金及びひとり親家庭手当の認定請求時









<p><b>移転先37</b></p>	<p>健康福祉局障害福祉部障害企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課</p>
<p>①法令上の根拠</p>	<p>日本放送協会受信料免除証明事業に関する条例(予定)及び番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例</p>
<p>②移転先における用途</p>	<p>日本放送協会受信料免除証明事業において、障害者及びその世帯員の所得情報を把握し、制度適用の可否及び適用停止判定事務を行う。</p>
<p>③移転する情報</p>	<p>個人住民税関係情報</p>
<p>④移転する情報の対象となる本人の数</p>	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
<p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>障害者及びその世帯員</p>
<p>⑥移転方法</p>	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
<p>⑦時期・頻度</p>	<p>月1回</p>

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  (1) 税務総合情報システム(税務システム)への情報登録の際に、申告書等の内容確認や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。また、地方税法に基づいて提出される申告書は、本人(又は代理人である税理士)が記載して提出するものであり、当該申告書においては、対象者の情報しか入手することができない。  (2) 情報連携基盤システム(宛名システム等)の登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて対象者の確認を行う。なお、情報連携基盤システム(宛名システム等)を通じて情報入手する際は、税務事務の対象者以外の情報を入手できない仕組みとなっている。</p> <p>2 eLTAXにおける措置  審査システム(eLTAX)では、申告等の手続を行う者からしか情報を受け付けられないように制御している。eLTAXを使って申告するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続を行う者からのみの申告等の受付を行うこととなる。国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタを通じて国税庁とのみとしか繋がっておらず、国税庁が送信した情報しか入手しない。また、他市町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送する。</p> <p>3 電子申請システムにおける措置  (1) 対象者本人以外からは申請できない運用とし、その旨を申請手順書等で申請者に明示することによって対象者以外の情報の入手を防止するように努める。  (2) 手続ごとに必要な申請項目を設定することで、対象者以外の情報が申請されることを防止する。</p> <p>4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1 事務上における措置  (1) 法定の情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。  (2) 不必要な書類は受け取らないようにする。不必要な書類を提出された場合は返還する。  (3) 申告書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申告者が自己以外の申告を誤って行うことのないようにする。  (4) 課税資料の提出があった場合、本市に出すべきものであるかどうかの確認を厳格に行い、他市町村であることが判明した場合は返却又は回送する。  (5) 住民基本台帳ネットワークシステムからは、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御している。</p> <p>2 eLTAXにおける措置  審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>3 電子申請システムにおける措置  手続ごとに必要な申請項目を設定することで、必要な情報以外の情報が申請されることを防止する。</p> <p>4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面の誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	目的外の情報収集を行わないよう、利用者に対して情報保護に関する研修等を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務上における措置 納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出する。</p> <p>2 eLTAXにおける措置 納税者等の利便性向上のために書面だけでなく、eLTAXによる提出も認めている。</p> <p>3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。</p> <p>4 電子申請システムにおける措置 手続ごとに必要な申請項目を設定することで、対象者及び必要な情報以外の情報が申請されることを防止する。</p> <p>5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 (2)サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1 事務上における措置 番号利用法施行規則に従い、以下の措置を実施する。 (1)個人番号カードの提示又は官公庁発行の身分証明書となるもの(運転免許証、公的医療保険の被保険者証等)等の提示を受ける。 (2)受領した申告書等の内容と税務総合情報システム(税務システム)の宛名情報の一致を確認する。</p> <p>2 eLTAXにおける措置 電子署名、利用者ID等を確認する。</p> <p>3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、本人確認は行わない。</p> <p>4 電子申請システムにおける措置 (1)申請者本人の個人番号を取得する場合には、番号利用法に基づく本人確認の措置を実施する。 (2)申請者本人の個人番号を取得しない場合には、手続の特性に応じた手法で本人確認を実施する。</p> <p>5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1 事務上における措置 番号利用法施行規則に従い、以下の措置を実施する。 (1)個人番号カード等の提示を受ける。 (2)住民基本台帳ネットワークシステム又は情報連携基盤システム(宛名システム等)で確認を行う。 (3)本市から発行された書類等に記載されている個人番号については、真正性が担保されている。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1 事務上における措置  (1) 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、複数の職員による2重チェックを行っている。  (2) 申告内容を課税台帳等で確認し、誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</p> <p>2 eLTAXにおける措置  (1) 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)で入手するデータにつき、eLTAXの機能として非改ざん性が担保されている。  (2) 国税連携システム(eLTAX)で入手するデータにつき、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正されたデータが国税庁から送信される。</p> <p>3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置  (1) 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。  (2) 住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。</p> <p>4 電子申請システムにおける措置  (1) 手続ごとに必要な申請項目を設定する。  (2) 入力規則を設けるなど不正確な情報が入力されないようにする。</p> <p>5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務上における措置  (1) 申告書等につき、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、関係者以外は入室できない場所に保管する。また、申告書等の回送につき、鍵付きの箱に入れて搬送する。  (2) 提出された給与支払報告書につき、総括表記載の明細枚数と添付される明細の実際の枚数の一致を確認する。  (3) 申告書等につき、市税事務所等に納税義務者等が来庁する場合は、窓口で対面にて確実に收受する。</p> <p>2 税務総合情報システム(税務システム)における措置  LGWANを除き、外部と直接接続できない仕組みとしている。</p> <p>3 eLTAXにおける措置  審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)で入手するデータは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは閉域網であるLGWANを通じて、暗号化されて送信される。</p> <p>4 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置  アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。サービス検索・電子申請機能と申請管理システムの間DMZを設けることにより、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、FWで外部接続先との通信を制限している。</p> <p>5 電子申請システムにおける措置  アクセス制御や暗号化を実施する。</p> <p>6 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>1 情報連携基盤システムにおける措置  (1) 許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。  (2) 許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  (1) 税務事務に必要なない情報を保有しない。  (2) 共通情報については、事務に不要な情報にはアクセスできないよう制限している。  (3) 情報連携基盤システムへ接続できる処理を限定し、不要な情報を取得できないように制限している。</p> <p>2 電子申請システムにおける措置  許可のない者が申請情報を閲覧できないように、手続ごとにアクセス制御している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 行っている <span style="float:right">2) 行っていない</span>
具体的な管理方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  (1)税務総合情報システム(税務システム)を利用する必要がある職員を特定し、利用者個人に多要素認証を実施する。  (2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてコンピューター名による端末認証を行う、且つ接続する機器や拠点のIPアドレス等の認証情報を利用し接続元を制限する。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。(平成29年7月以降は、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施。)  (2)システム連携時には、システムの認証を実施する。</p> <p>3 電子申請システムにおける措置  電子申請システムを利用する必要がある職員を特定し、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。</p> <p>4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  (1)サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。  (2)なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 行っている <span style="float:right">2) 行っていない</span>
具体的な管理方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を発行、変更及び失効する。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1)発行  利用する情報、権限の種類、利用期間、事務の名称と内容、根拠法令等、利用者の範囲又は利用システム等に基づき設定する。  (2)失効  利用期間満了時に失効される。  また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は失効される。</p> <p>3 電子申請システムにおける措置  (1)事務を行う職員のアカウントを発行し、手続の受付を行う組織へ紐付ける。  (2)異動等で不要となった職員のアカウントを無効化する。</p> <p>4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  (1)発効  アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。アクセス権限の付与を必要最低限とする。  (2)失効  定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 行っている <span style="float:right">2) 行っていない</span>
具体的な管理方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を変更又は削除する。また、組織改正、制度改正及び税務総合情報システム(税務システム)改修時等にもアクセス権限の確認を行う。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更又は削除する。</p> <p>3 電子申請システムにおける措置  定期的にアクセス権限を確認し、定期的に当該事務を行う組織に紐付いているアカウントを確認し、不要となったアカウントの無効化及び紐付けの解除を行う。</p> <p>4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  定期的にユーザIDを一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>



特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 保有する特定個人情報の利用記録(日時、利用者情報、処理名及び対象者情報等)を保管する。 なお、システム管理者に加え、利用部署の所属長も利用記録を検索・閲覧することができる。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 (2)(1)の記録には宛名番号、住登外者宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)</p> <p>3 電子申請システムにおける措置 電子申請システム上で、特定個人情報を含む申請情報への照会・処理等の利用記録を保管する。</p> <p>4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 (2)アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 (3)定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務上における措置  (1)事務外でファイルを利用してはならないことを研修により指導している。  (2)違反行為を行った場合は、番号利用法の罰則規定により措置を講じる。</p> <p>2 税務総合情報システム(税務システム)における措置  利用履歴を管理しており、事務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止している。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置  (1)システムの操作ログ、特定個人情報ファイルのアクセスログを記録する。  (2)許可のない情報にはアクセスできないように制限する。</p> <p>4 電子申請システムにおける措置  (1)システムの操作ログ、アクセスログを記録する。  (2)許可のない手続の申請情報にはアクセスできないように制限する。</p> <p>5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  (1)サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。  (2)外部記録媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記録媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。  (3)外部記録媒体内のデータは暗号化する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  (1)ファイルを複製可能な者は必要最小限とし、操作権限を設定している。  (2)外部記録媒体を使用できる機器を限定し、許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。  (3)外部記録媒体に情報を書き出しできる利用者を限定し、ログ(日時、利用者情報及びファイル情報)を記録している。  (4)電子メールを利用できる機器を限定するとともに、外部への送信時に所属長の許可を必要とし、送信データを保管するメールフィルターを導入している。  (5)ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導している。  (6)違反行為を行った場合は、番号利用法の罰則規定により措置を講じる。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置  (1)情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。  (2)必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。</p> <p>3 電子申請システムにおける措置  職員ごとにアクセス権限を持つ手続を設定する。</p> <p>4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置  (1)サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。  (2)アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請データ等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記録媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。  (3)外部記録媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記録媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。  (4)外部記録媒体内のデータは暗号化する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。  (1)端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。また、必要に応じて覗き見防止フィルターをディスプレイに施している。  (2)個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピー可能な画面、ユーザーをソフトウェアで制限する。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            実作業を行う委託先の選定にあたっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク(以下「プライバシーマーク」という)又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは公益財団法人日本適合性認定協会が認定する認証機関からISMS(以下「ISMS」という)を取得していることを受託者の要件とし、情報保護管理体制を確保している。</p> <p>2 eLTAXにおける措置            国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務につき、委託先の選定にあたっては、地方税共同機構が認定した事業者に委託している。            当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。            審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置            委託契約の締結にあたり、体制の確認を行うとともに秘密保持に関する誓約の提出を求める。</p>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            (1)本市施設内部で作業を行う委託業務においては、業務計画書等により、作業期間、作業内容、作業者及び作業範囲を明確にし、これに応じた必要最低限の処理権限等を付与する。また、受託者に実施状況を報告させている。            (2)(1)以外の委託業務については、目的外の利用を禁止するとともに、情報を取り扱うことができる人の範囲を定めていることを確認している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)作業実施体制の提出を求める。            (2)作業実施にあたり必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。</p>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            本市施設内部及び遠隔保守拠点で作業を行う委託業務においては、アクセスログ、操作ログ等を記録している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)システムの操作ログ、アクセスログを記録する。            (2)システムの操作ログ、アクセスログを7年間保存する。</p>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            (1)提供を原則禁止し、やむを得ない場合は、委託者の承認を得ることとしている。            (2)委託契約の調査条項に基づき情報取扱状況の報告を求めるとともに、必要があると認める時は実地調査を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)提供を禁止する。            (2)契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            (1)本市施設内部で作業を行う委託業務においては、外部への持ち出しを禁止している。            (2)(1)以外の委託業務では、原則としてデータを暗号化することとし、鍵付きの堅牢な容器で搬送する。            (3)媒体等の授受時には、身分証を確認し、授受簿にその内容を記録する。            (4)委託契約の調査条項に基づき情報取扱状況の報告を求めるとともに、必要があると認めるときは実地調査を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)庁舎外への持ち出しを禁止する。            (2)契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。</p>	

特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確実に速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、電子情報の消去について写真その他の証拠を添えた証明書等の提出を求めるなど、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。その他の証拠を添えた証明書等を提出することとしている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1) 関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 (2) 第三者に許可なく開示あるいは漏えいしてはならないこと。 (3) 目的外に使用してはならないこと。 (4) 漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 (5) 許可なく複写・複製しないこと。 (6) 情報保護に関する報告の求め、及び実地調査の求めに応ずること。 (7) 漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 (8) 従事者の教育を実施すること。  2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 番号利用法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 (2) 第三者に開示あるいは漏えいしてはならないこと。 (3) 目的外に使用してはならないこと。 (4) 漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 (5) 許可なく複写・複製しないこと。 (6) 漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 (7) 従事者の教育を実施すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1) 許可のない再委託を禁止する。 (2) 情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。 (3) 再委託先での上記の遵守状況を報告させるとともに、必要がある場合は実地調査を行っている。  2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 許可のない再委託を禁止する。 (2) 特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。 (3) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 事務上における措置 特定個人情報の取扱状況記録簿等に利用・提供の記録（情報名、日付、相手方等）を残し、10年間保存する。</p> <p>2 税務総合情報システム（税務システム）における措置 （1）特別徴収義務者等に対する通知（提供）の記録（相手方、通知日及び対象者情報）を5年間保持する。 （2）庁内の提供・移転については、情報連携基盤システムで記録を保持する。</p> <p>3 eLTAXにおける措置 （1）審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者・年金支払者、地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の提供記録をシステム上で記録し、10年間保存する。 （2）国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び他市町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録し、10年間保存する。</p> <p>4 情報連携基盤システムにおける措置 （1）情報連携基盤システムを利用した特定個人情報の提供・移転は、全て情報照会・提供記録を取得する。 （2）取得した情報照会・提供記録は7年間保存する。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 税務総合情報システム（税務システム）等における措置 （1）名古屋市個人情報保護条例に基づき、以下のルールを遵守している。 ア 提供 特定個人情報など重要性の高い行政情報（特定個人情報を含む）は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は、外部への提供を可能としている。 イ 移転 移転先における情報の利用目的・根拠、情報管理体制等を含む利用条件について、必要な要件を満たしていることをあらかじめ確認している。</p> <p>2 eLTAXにおける措置 審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者・年金支払者、地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ提供する特定個人情報については、操作手引書等に基づき提供処理を行っている。国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供についても同様である。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置 （1）移転・提供元によって許可された移転・提供先にのみ移転・提供する。 （2）定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。</p>	
その他の措置の内容	<p>1 税務総合情報システム（税務システム）等における措置 （1）違反行為を行った場合は、番号利用法の罰則規定により措置を講じる。 （2）情報連携基盤システム（宛名システム等）はデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可し、データを移転している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 原則として、データ保護の仕組みが確立した情報連携基盤システム(宛名システム等)を通して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が連携されることを防止している。 なお、上記により難しい場合は媒体等を使用するが、必ずデータを暗号化している。</p> <p>2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と閉域網であるLGWANを通じて、暗号化されて送受信される。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1)誤った情報を提供・移転してしまうリスクに対する措置 ア 提供・移転する特定個人情報について、税務総合情報システム(税務システム)で整合性をチェックしている。 イ 税務総合情報システム(税務システム)の機能改修時においては、当該改修に係る特定個人情報につき、正しい情報を提供・移転できるかについて十分なテストを行っている。</p> <p>(2)誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 ア 情報連携基盤システム(宛名システム等)を経由して提供・移転する場合、照会元からの照会要求に対象者の共通宛名番号を指定することを必須としており、対象者の情報であることを担保している。 イ 電子記録媒体を使用して提供・移転する場合、データの暗号化を行い、移転先毎に異なる復号キーを設定している。 ウ 紙媒体等により提供・移転する場合、提供・移転する特定個人情報について、複数の担当者による二重チェックを実施している。</p> <p>2 eLTAXにおける措置 (1)審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 (2)国税連携システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供を行う場合、提供先として国税庁及び市町村以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置  (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  (3) 例えばDVや虐待等の被害者(DVや虐待等の被害を受ける恐れがある者を含む)の情報など人の生命、健康、生活または財産を害する恐れがある情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>2 中間サーバーの運用における措置  必要に応じて中間サーバー側で取得した情報提供記録を確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>



リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。  (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置  (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。  (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  (3)中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 情報連携基盤システムにおける措置  中間サーバーに保存する特定個人情報を適切な頻度で更新する。</p> <p>2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。  (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。  (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置  (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  (3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)端末は原則としてシンクライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (2)データを定期的に保存し、DR環境に反映させることで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。  2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室内に設置された機器に保存する。  3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2)事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。  4 電子申請システムにおける措置 (1)活用するクラウドサービス基盤は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」がセキュリティクラウド認証等として掲げるISO/IEC27017、米国FedRAMP、AICPASOC2/SOC3等に対応しており、そのデータセンターへのアクセスを厳密に統制している。 (2)スタッフへの権限の付与及び最低2回以上の2要素認証によるデータセンターのフロアへのアクセス制限を始め、監視カメラや侵入検知システムなどの手段による厳重な管理が行われている。  5 ガバメントクラウドにおける措置 (1)ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (2)事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。  6 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 (2)外部記録媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。

⑥技術的対策	[ 十分にを行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置          (1)セキュリティ機器等を導入し、アクセス権限を行う。          (2)ウイルス対策ソフトを使用して定期的にウイルスチェックを実施する。また、定期的にパターンファイルの更新を行う。          (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じて修正プログラムを適用する。          (4)ソフトウェア導入は、体系的な検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとし、不正なプログラムの導入を防止する。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置          (1)セキュリティ機器等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。          (2)ウイルス対策ソフトウェアを導入する。          (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置          (1)中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。          (2)中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>4 電子申請システムにおける措置          (1)仮想サーバーの操作を行うことが可能なコンソール(マネジメントコンソール)へのアクセスは、ID・パスワードによる認証とTOTP(Time-Based One-Time Password)による二段階認証を強制する対策を実施している。          (2)操作についてはクラウドサービス基盤の機能を活用することで、操作に関するログを取得し、当該設備のリソースに対する操作者及び操作を特定できる対策を実施している。          (3)セキュリティ対策のためのシステムを導入し、アクセス制限、不正アクセスの検知及び防御を行っている。          (4)ウイルスやマルウェア等への対策としてOS、ミドルウェア等を定期的に最新バージョンにアップデートしている。</p> <p>5 ガバメントクラウドにおける措置          (1)国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。          (2)地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用について」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用についてに規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。          (3)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。          (4)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          (5)地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。          (6)ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。          (7)地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。          (8)地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>6 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置          (1)LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。          (2)サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	本市の事業の受託業者が、事業の参加者に対してアンケート調査の依頼を電子メールにて一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ、誤って「宛先」欄を使用し、電子メールアドレス(121名分)をほかの参加者から閲覧できる状態で送信した。		
再発防止策の内容	受託業者に対し、個人情報の取扱いについて誤りのないよう指示徹底した。電子メールを一括送信する際は複数の職員で確認するように指導を行った。		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。 2 情報連携基盤システムにおける措置 死者以外の個人番号と同様に管理する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1) 住民登録者の宛名情報は情報連携基盤システム(宛名システム等)を介して定期的に更新する。 (2) 住民登録外者の宛名情報は、税務調査や申告書等の提出等により把握した情報を随時反映している。 (3) 税務調査や申告書等の提出等による税額等の変更を随時更新する。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 (2) 住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。 3 電子申請システムにおける措置 市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、リスクは発生しない。 4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 保管期間の過ぎた特定個人情報をバッチ処理で消去する。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて溶解処理を行う。また、保管期間の過ぎたバックアップデータも消去する。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。 (2) 接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。 3 電子申請システムにおける措置 名古屋市からサービス提供者に対して依頼することで消去する。 4 ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1) LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人情報付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 (2) 外部記録媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>1 事務上における措置 (1) 税務事務を実施する各課において、毎月1回自己点検を実施している。 (2) 税務事務に従事する全ての職員が毎年1回自己点検を実施している。 (3) システム運用・保守業務に従事する職員及び事業者は毎月自己点検を実施している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員については年一回、システム開発・運用保守業者については月一回の自己点検を実施することとしている。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>4 電子申請システムにおける措置 サービス提供者において、定期的に自己点検を実施する。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>1 事務上における措置 情報保護に関する外部監査又は内部監査又は内部点検のいずれかを、少なくとも年1回実施することを定めている。概ね5年を周期として、外部監査(本監査・フォローアップ監査)、内部監査(2回程度)又は内部点検(1回程度)を行っている。</p> <p>2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 (2) (1)の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。</p> <p>4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>5 電子申請システムにおける措置 定期的に外部監査を実施するサービスを利用している。</p> <p>6 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>

## 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><b>1 名古屋市における措置</b></p> <p>(1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。</p> <p>(2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。</p> <p>(3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。</p> <p><b>2 事務上における措置</b></p> <p>(1)新たに配属された職員(新規・異動者)全員に対して、情報セキュリティを含む研修を実施している。</p> <p>(2)新たに配属された課長級職員に対して、管理者向け研修を実施している。</p> <p>(3)システム保守・運用に携わる職員及び各課において情報に関する指導的役割を担う職員に対して、リーダー向け研修を実施している。</p> <p>(4)委託業者に対して、関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p><b>3 eLTAXにおける措置</b></p> <p>eLTAX担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p> <p><b>4 情報連携基盤システムにおける措置</b></p> <p>委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p><b>5 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</b></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><b>6 違反行為を行った場合の措置</b></p> <p>違反行為を行った場合は関係法令等に基づき厳正に対処する。</p> <p><b>7 電子申請システムにおける措置</b></p> <p>(1)サービス提供者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p>

## 3. その他のリスク対策

1 中間サーバー・プラットフォームにおける措置	<p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>
2 ガバメントクラウドにおける措置	<p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。
特記事項	開示請求について、市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市税ファイル(個人市民税)
公表場所	市民情報センター、市公式ウェブサイト
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム推進課 電話番号 052-265-1109
②対応方法	1 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 2 情報漏えい等に関する問合せがあれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上に規定している。



## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	名古屋市パブリックコメント制度要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報紙に公表する旨の記事を掲載し、市ホームページ、区役所情報コーナー及び市民情報センターにて全文を閲覧、取得できる。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月19日	【P.8】I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第7号、同法別表第2の27項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条  2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の情報提供者が市町村長、特定個人情報が地方税関係情報となる各項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び事務を定める命令の関係条項	1 情報照会 番号法第19条第8号、同法別表第2の27項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条  2 情報提供 番号法第19条第8号、同法別表第2の情報提供者が市町村長、特定個人情報が地方税関係情報となる各項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び事務を定める命令の関係条項	事後	重要な変更にあたらない (法改正による項番の繰下げ)
令和5年9月19日	【P.8】I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 財政局税務部税務システム整備室 ②所属長の役職名 室長	①部署 財政局税務部税務システム推進課 ②所属長の役職名 課長	事後	重要な変更にあたらない (組織の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月19日	【P.10】(別添1)事務の内容	<p>■個人住民税の収納・滞納事務 事務フロー図 (略)</p> <p>(備考)</p> <p>①税務総合情報システム(個人住民税)から連携された課税情報を取り込む。 ②委託業者において作成した収納情報を、税務総合情報システム(収納管理)に取り込む。 ③納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付通知書を送付する。 ④還付請求書を受け付ける。 ⑤納税義務者等の申請により、納税証明書等を交付する。 ⑥督促情報を作成し、督促状作成のために委託業者へ提供する。 ⑦委託業者において督促状の印刷を行う。 ⑧委託業者において督促状を送付する。 ⑨滞納整理事務を行うため、課税情報及び収納情報を税務総合情報システム(滞納整理)に連携する。 ⑩委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。 ⑪税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。</p>	<p>■個人住民税の収納・滞納事務 事務フロー図 「情報連携基盤システム」、「中間サーバ」及び「情報提供ネットワークシステム」の追加</p> <p>(備考)</p> <p>①税務総合情報システム(個人住民税)から連携された課税情報を取り込む。 ②委託業者において作成した収納情報を、税務総合情報システム(収納管理)に取り込む。 ③納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付通知書を送付する。 ④還付請求書を受け付ける。 ⑤情報提供ネットワークシステムを通じて、口座登録・連携ファイル関係情報を照会する。 ⑥口座登録・連携ファイル関係情報を税務総合情報システム(収納管理)に取り込む。 ⑦納税義務者等の申請により、納税証明書等を交付する。 ⑧督促情報を作成し、督促状作成のために委託業者へ提供する。 ⑨委託業者において督促状の印刷を行う。 ⑩委託業者において督促状を送付する。 ⑪滞納整理事務を行うため、課税情報及び収納情報を税務総合情報システム(滞納整理)に連携する。 ⑫委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。 ⑬税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。</p>	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (公金受取口座登録制度に基づく情報の取得の実施にあたり追記)
令和5年9月19日	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他 (個人情報保護依頼)	[○]その他 (個人情報保護依頼、口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (公金受取口座登録制度に基づく情報の取得の実施にあたり追記)
令和5年9月19日	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	—	13 口座登録・連携ファイル関係情報:公金受取口座登録制度に基づく還付を行うために保有する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (公金受取口座登録制度に基づく情報の取得の実施にあたり追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月19日	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	総務局行政部情報化推進課、財政局税務部市民税課及び収納対策課	総務局行政部デジタル改革推進課、財政局税務部市民税課、収納対策課及び税務システム推進課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)
令和5年9月19日	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、日本年金機構)	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、日本年金機構、デジタル庁)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (公金受取口座登録制度に基づく情報の取得の実施にあたり追記)
令和5年9月19日	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	1 適正な課税ため、所得情報等を申告書等により把握する必要がある。	1 適正な課税、収納、滞納整理のため、所得情報等を申告書等により把握する必要がある。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和5年9月19日	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	栄市税事務所、ささしま市税事務所、金山市税事務所及び財政局税務部	栄市税事務所、本陣市税事務所、金山市税事務所及び財政局税務部	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)
令和5年9月19日	【P22.】Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	5 電子申請システムにおける措置 電子申請システム上の個人情報は、サービス提供事業者が契約するクラウドサービス(ISMAP認証取得済み)上に保管される。	5 電子申請システムにおける措置 電子申請システム上の個人情報は、サービス提供事業者が契約するクラウドサービス上に保管される。	事後	重要な変更にあたらぬ (記載の整理)
令和5年9月19日	【P.61】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	3 電子申請システムにおける措置 手続ごとに必要な申請項目を設定する。	3 電子申請システムにおける措置 (1)対象者本人以外からは申請できない運用とし、その旨を申請手順書等で申請者に明示することによって対象者以外の情報の入手を防止するように努める。 (2)手続ごとに必要な申請項目を設定することで、対象者以外の情報が申請されることを防止する。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月19日	【P.61】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	3 電子申請システムにおける措置 手続ごとに必要な申請項目を設定する。	3 電子申請システムにおける措置 手続ごとに必要な申請項目を設定することで、必要な情報以外の情報が申請されることを防止する。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和5年9月19日	【P.61】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	4 電子申請システムにおける措置 手続ごとに必要な申請項目を設定する。	4 電子申請システムにおける措置 手続ごとに必要な申請項目を設定することで、対象者及び必要な情報以外の情報が申請されることを防止する。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和5年9月19日	【P.78】Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム整備室システム整備係 電話番号 052-265-1109	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム推進課システム企画係 電話番号 052-265-1109	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)
令和6年9月30日	【P.1】表紙 評価書名	個人住民税に関する事務 全項目評価書	個人住民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	【P.1】表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	名古屋市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり	名古屋市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	【P.3】Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②法令上の根拠	個人住民税に関する事務	個人住民税・森林環境税に関する事務	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.3】I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	2(2)過誤納金について還付・充当等を行う機能。	2(2)過誤納金について還付・充当(委託納付)等を行う機能。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	【P.3】I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX))	その他(審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、申請管理システム)	事前	重要な変更にあたらぬ (システム標準化にあたり修正)
令和6年9月30日	【P.4】I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)	情報連携基盤システム(庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム)	事前	重要な変更にあたらぬ (システム標準化にあたり修正)
令和6年9月30日	【P.4】I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	2 住登外者宛名番号管理機能 既存業務システムからの住登外者宛名番号の紐付情報を保存し、管理する機能。既存システム連携時には各既存業務システムの住登外者宛名番号を置換する。	事前	重要な変更にあたらぬ (システム標準化にあたり修正)
令和6年9月30日	【P.4】I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。	5 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号又は受付番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。	事前	重要な変更にあたらぬ (システム標準化にあたり修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.4】I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	9 ぴったりサービス連携機能 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。  10 申請管理システム 連携サーバーから連携された電子申請データを参照する機能。  11 電子証明書シリアル番号変換機能 連携サーバーから連携された電子申請データに含まれるマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と宛名番号を紐付ける機能。  12 申請状況確認機能 ぴったりサービスから受信した申請情報及び処理状況等を確認する機能。	事前	重要な変更にあたらぬ (システム標準化にあたり修正)
令和6年9月30日	【P.4】I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	その他(中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム)	その他(中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能))	事前	重要な変更にあたらぬ (システム標準化にあたり修正)
令和6年9月30日	【P.8】I 基本情報 5 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という)第9条第1項、同法別表第1の16項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という)第9条第1項、同法別表第1の16項及び同法別表第1の主務省令で定める命令第16条 ・番号利用法第9条第2項及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(番号利用条例)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.9、10】別添1 事務の内容	<p>■個人住民税の課税事務 なし なし</p> <p>■個人住民税の収納・滞納事務 なし</p> <p>③還付充当通知 ⑭なし ⑮なし</p>	<p>■個人住民税の課税事務 「ガバメントクラウド」の追加</p> <p>■個人住民税の収納・滞納事務 「ガバメントクラウド」の追加</p> <p>③還付・充当(委託納付)通知 ⑭電子照会システムを通じて金融機関に財産情報を照会する ⑮電子照会システムを通じて金融機関から財産情報を得る</p> <p>情報の流れの凡例を追加</p>	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	その他(個人情報保護依頼、口座登録・連携ファイル関係情報)	その他(個人情報保護依頼、口座登録・連携ファイル関係情報、戸籍関係情報)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (記録項目の追加)
令和6年9月30日	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	—	14 戸籍関係情報:課税判定や税額算定を適正に行うため、納税義務者、その配偶者及び被扶養者の状況を保有する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (記録項目の追加)
令和6年9月30日	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	総務局行政部デジタル改革推進課	総務局行政DX推進部デジタル改革推進課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)
令和6年9月30日	【P.14】Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	—	2 情報連携基盤システム・中間サーバー 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。また、住民番号及び住登外者宛名番号で情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	7件	6件	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う（委託事項の追加に係る修正）
令和6年9月30日	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税務総合情報システム再構築・運用保守業務	税務総合情報システム運用保守業務	事前	重要な変更にあたらない（契約内容変更にかかる修正）
令和6年9月30日	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	税務総合情報システム（税務システム）の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。また、データバックアップの遠隔地保管を委託している。	税務総合情報システム（税務システム）の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。	事前	重要な変更にあたらない（契約内容変更にかかる修正）
令和6年9月30日	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	庁内の電算エリア内での作業及びバックアップ媒体（暗号化）の運搬、保管	庁内の電算エリア及び本市庁舎と専用線で接続する情報保護対策を講じた本市庁舎外の遠隔保守を行うための拠点（以下、「遠隔保守拠点」という。）内での作業	事前	重要な変更にあたらない（契約内容変更にかかる修正）
令和6年9月30日	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 東海支社	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部	事前	重要な変更にあたらない（契約内容変更にかかる修正）
令和6年9月30日	【P.16】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他（ ）	その他（LGWAN）	事後	重要な変更にあたらない（具体的な内容の追記）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.16】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)
令和6年9月30日	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他( )	その他(LGWAN)	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先名	トッパン・フォームズ株式会社、サンメッセ株式会社	TOPPANエッジ株式会社、サンメッセ株式会社、株式会社ヒミカ	事後	重要な変更にあたらぬ (委託先の変更)
令和6年9月30日	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)
令和6年9月30日	【P.18】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	特別徴収税額通知情報の媒体作成	—	事後	重要な変更にあたらぬ (委託事項削除)
令和6年9月30日	【P.18】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	情報連携基盤システムの開発・運用保守	事後	重要な変更にあたらぬ (委託事項6から項番繰り上げ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.19】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	—	税務総合情報システム標準化対応業務 以下略	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (委託事項の新規追加)
令和6年9月30日	【P.19】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	税務総合情報システム用サーバ機器等の賃貸 借	—	事前	重要な変更にあたらぬ (委託事項の削除)
令和6年9月30日	【P.20】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ②提供先における用途	年金支払者が、年金所得に係る個人住民税を 年金給付の支払をする際に特別徴収し、本市に 納入するため。	年金支払者が、年金所得に係る個人住民税や 森林環境税を年金給付の支払をする際に特別 徴収し、本市に納入するため。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	【P.21】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ②提供先における用途	給与支払者が、給与所得に係る個人住民税を 給与の支払をする際に特別徴収し、本市に納入 するため。	給与支払者が、給与所得に係る個人住民税や 森林環境税を給与の支払をする際に特別徴収 し、本市に納入するため。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	【P.22】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号	番号利用法施行規則第2条第1項第5号	事後	重要な変更にあたらぬ (法改正による項番の修正)
令和6年9月30日	【P.23】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ②提供先における用途	個人住民税の賦課決定に利用するため	個人住民税や森林環境税の賦課決定に利用す るため	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	<p>【P.24】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>①保管場所</p>	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置</p> <p>以下に示した条件を満たしているサーバ内のディスクにデータとして保管している。</p> <p>(1)主要サーバ等は鍵付きの免震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。また、生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。</p> <p>(2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。</p> <p>(3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。</p> <p>(4)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。</p>	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置</p> <p>(1)税務総合情報システムは、ガバメントクラウドに設置する。</p> <p>(2)特定個人情報は、ガバメントクラウドに保存する。</p> <p>(3)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。</p>	事前	<p>特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(ガバメントクラウドへの移行にあたり修正)</p>
令和6年9月30日	<p>【P.24】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>①保管場所</p>	<p>3 情報連携基盤システムにおける措置</p> <p>(1)情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>(2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。</p>	<p>3 情報連携基盤システムにおける措置</p> <p>(1)情報連携基盤システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>(2)特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室内に設置された機器に保存する。</p>	事前	<p>特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(ガバメントクラウドへの移行にあたり修正)</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.24】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	6 ガバメントクラウドにおける措置 (1)サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2)特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (ガバメントクラウドへの移行にあたり修正)
令和6年9月30日	【P25】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 (3)機器撤去の際には、機器の保守業者において、保存された情報が読み出せないよう処理し、市に結果を書面で報告する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (ガバメントクラウドへの移行にあたり修正)
令和6年9月30日	【P25】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	2 情報連携基盤システムにおける措置 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、	2 情報連携基盤システムにおける措置 (2)情報管理室に設置された機器のディスク交換やハード更改等の際は、	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P25】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	5 ガバメントクラウドにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 (2)クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 (3)既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (ガバメントクラウドへの移行に当たり追記)
令和6年9月30日	【P26～40】 (別添2)ファイル記録項目	宛名番号	宛名番号(住登外者宛名番号含む)	事後	重要な変更にあたらぬ
令和6年9月30日	【P47、56】 別表2 移転先3、移転先21	感染症対策室	感染症対策課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)
令和6年9月30日	【P49～61】 別表2 移転先8、移転先10、 移転先11、移転先12、移転先 16、移転先30	子ども未来企画室	子ども未来企画課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)
令和6年9月30日	【P.57】 別表2 移転先23	保育企画室	保育企画課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.69】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)税務総合情報システム(税務システム)を利用する必要がある職員を特定し、利用者個人に付与されるIDと生体認証又はパスワード認証を実施する。 (2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてコンピューター名による端末認証を行う。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)税務総合情報システム(税務システム)を利用する必要がある職員を特定し、利用者個人に多要素認証を実施する。 (2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてコンピューター名による端末認証を行う、且つ接続する機器や拠点のIPアドレス等の認証情報を利用し接続元を制限する。	事後	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(ガバメントクラウドへの移行にあたり修正)
令和6年9月30日	【P.69】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	3電子申請における措置 端末利用時には、利用者個人に付与されるIDと、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。また、システム利用時には、ID及びパスワードで認証する。	3電子申請における措置 電子申請システムを利用する必要がある職員を特定し、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。	事後	重要な変更にあたらぬ(具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	【P.69】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を発行、変更及び失効する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(操作端末の変更に伴う運用変更)
令和6年9月30日	【P.69】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報ファイルの使用 特定個人情報ファイルの使用の記録 具体的な方法	2 情報連携基盤システムにおける措置  (2)(1)の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)	2 情報連携基盤システムにおける措置  (2)(1)の記録には宛名番号、住登外者宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)	事前	重要な変更にあたらぬ(システム標準化にあたり修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.71】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 本市施設内部で作業を行う委託業務においては、アクセスログ、操作ログ等を記録している。	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 本市施設内部及び遠隔保守拠点で作業を行う委託業務においては、アクセスログ、操作ログ等を記録している。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	【P.75】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、	事後	重要な変更にあたらぬ
令和6年9月30日	【P.75】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク3:入手した特定個人情報に不正な情報があるリスク リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、	事後	重要な変更にあたらぬ



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	<p>【P.78】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置</p> <p>(1)主要サーバ等は鍵付きの免震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。また、生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。</p> <p>(2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。</p> <p>(3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。</p> <p>(4)端末は原則としてシンククライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。</p> <p>(5)データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。</p>	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置</p> <p>(1)端末は原則としてシンククライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。</p> <p>(2)データを定期的に保存し、DR環境に反映させることで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。</p>	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(ガバメントクラウドへの移行にあたり修正)
令和6年9月30日	<p>【P.78】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>2 情報連携基盤システムにおける措置</p> <p>(1)情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>(2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。</p>	<p>2 情報連携基盤システムにおける措置</p> <p>(1)情報連携基盤システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>(2)特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室内に設置された機器に保存する。</p>	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(ガバメントクラウドへの移行にあたり修正)
令和6年9月30日	<p>【P.78】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	—	<p>5 ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>(1)ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>(2)事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(ガバメントクラウドへの移行にあたり修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	<p>【P.79】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>		<p>5 ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>(1)国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>(2)地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>(3)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>(4)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p>	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(ガバメントクラウドへの移行にあたり追記)
令和6年9月30日	<p>【P.79】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>		<p>(5)地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>(6)ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>(7)地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>(8)地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(ガバメントクラウドへの移行にあたり追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.80】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	—	4 ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (ガバメントクラウドへの移行にあたり追記)
令和6年9月30日	【P.81】Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	—	6 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (ガバメントクラウドへの移行にあたり追記)
令和6年9月30日	【P.82】Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	—	2 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (ガバメントクラウドへの移行にあたり追記)
令和6年9月30日	【P.83】Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室	名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	【P.83】V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	名古屋市個人情報保護条例第19条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。	事後	重要な変更にあたらぬ
令和6年9月30日	【P.83】V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法 特記事項	市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	開示請求について、市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	事後	重要な変更にあたらぬ
令和6年9月30日	【P.83】V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム推進課システム企画係 電話番号 052-265-1109	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム推進課 電話番号 052-265-1109	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)
令和6年9月30日	略	番号法	番号利用法	事後	重要な変更にあたらぬ (名称の変更)
令和6年9月30日	別表2 移転先 ①法令上の根拠	第9条第2項に基づく条例(予定)	第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらぬ
令和6年9月30日	【P.32】 (別添2)ファイル記録項目 個人市民税情報	—	No.191 森林環境税額	事後	重要な変更にあたらぬ (記録項目の追加)
令和7年2月28日	【P.8】I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という)第9条第1項、同法別表第1の16項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号利用法第9条第2項及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(番号利用条例)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という)第9条第1項、同法別表の24項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号利用法第9条第2項及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(番号利用条例)	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	【P.8】I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、同法別表第2の27項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	1 情報照会 番号利用法第19条第8号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項並びに同法第19条第8号に基づく主務省令第50条  2 情報提供 番号利用法第19条第8号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者が市町村長、特定個人情報が地方税関係情報となる各項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表1 提供先	詳細は別表3を参照	詳細は別表3を参照	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先1 ①法令上の根拠	同法別表第1の7項	同法別表の8項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先2 ①法令上の根拠	同法別表第1の8項	同法別表の9項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先3 ①法令上の根拠	同法別表第1の10項	同法別表の14項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先4 ①法令上の根拠	同法別表第1の15項	同法別表の23項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先5 ①法令上の根拠	同法別表第1の19項	同法別表の27項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先6 ①法令上の根拠	同法別表第1の19項	同法別表の27項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先7 ①法令上の根拠	同法別表第1の30、31項	同法別表の44、46項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先8 ①法令上の根拠	同法別表第1の22、37項	同法別表の35、56項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先9 ①法令上の根拠	同法別表第1の41項	同法別表の61項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	別表2 移転先10 ①法令上の根拠	同法別表第1の43項	同法別表の63項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先11 ①法令上の根拠	同法別表第1の21、44項	同法別表の34、64項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先12 ①法令上の根拠	同法別表第1の45項	同法別表の65項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先13 ①法令上の根拠	同法別表第1の46項	同法別表の66項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先14 ①法令上の根拠	同法別表第1の47項	同法別表の67項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先15 ①法令上の根拠	同法別表第1の49項	同法別表の70項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先16 ①法令上の根拠	同法別表第1の56項	同法別表の81項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先17 ①法令上の根拠	同法別表第1の56項	同法別表の81項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先18 ①法令上の根拠	同法別表第1の59項	同法別表の85項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先19 ①法令上の根拠	同法別表第1の63項	同法別表の95項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先20 ①法令上の根拠	同法別表第1の68項	同法別表の100項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先21 ①法令上の根拠	同法別表第1の70項	同法別表の105項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先22 ①法令上の根拠	同法別表第1の84項	同法別表の117項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	別表2 移転先23 ①法令上の根拠	同法別表第1の94項	同法別表の127項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先24 ①法令上の根拠	同法別表第1の84項	同法別表の117項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	別表2 移転先25 ①法令上の根拠	同法別表第1の84項	同法別表の117項	事後	重要な変更にあたらぬ(番号利用法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	【P.20】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている(62)件	提供を行っている(78)件	事後	重要な変更にあたらぬ
令和7年2月28日	【P.3】Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 概要 (1)住民等から提出された申告書等、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書、国税庁・他市町村から提供された法定調書等による所得情報を基に課税台帳を作成し、課税する。	1 概要 (1)ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)等を通して、住民等から提出された申告書等、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書、国税庁・他市町村から提供された法定調書等による所得情報を基に課税台帳を作成し、課税する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.7】Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	—	①システムの名称 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)  ②システムの機能 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能  ③他のシステムとの連携 [○]庁内連携システム [○]宛名システム等	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.9】(別添1)事務の内容	■個人住民税の課税事務 事務フロー図 (略)	■個人住民税の課税事務 事務フロー図 「ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)」の追加	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	1、2(略)	3 マイナポータルで入力された申請情報に含まれるマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と宛名番号を紐付ける必要がある。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1～14(略)	宛名ファイルがないと、団体内で各業務システムが管理する個人を一意に識別できず、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携ができない。また、宛名ファイルがないと、マイナポータルで入力された申請者を団体内で一意に識別できず、申請情報に含まれる4情報(氏名、性別、生年月日、住所)による申請者の特定が必要となる。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]その他(地方公共団体情報システム機構、他市町村個人住民税担当部署・生活保護担当部署・障害)	[○]その他(地方公共団体情報システム機構、他市町村個人住民税担当部署・生活保護担当部署・障害者福祉担当部署等、共済組合)	事後	重要な変更にあたらぬ(前回評価実施時の見切れ修正)
令和7年2月28日	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳システム、LGWAN、電子申請システム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳システム、LGWAN、電子申請システム、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能))、申請管理システム	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.14】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1、2(略)	3 情報連携基盤システム びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を通じて申請された電子申請データの受理、審査等。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.14】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	1 課税情報と住民基本台帳情報を突合して、課税判定を行う。	1 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。課税情報と住民基本台帳情報を突合して、課税判定を行う。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	【P.24】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ⑧保管場所	1～6(略)	7 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退館管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 (2)外部記録媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.25】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1～5(略)	6 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 (2)外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.27】 (別添2)ファイル記録項目 宛名情報	—	No.110 シリアル番号	事前	重要な変更にあたらぬ (記録項目の追加)
令和7年2月28日	【P.32】 (別添2)ファイル記録項目 個人市民税情報	—	No.192 受付番号	事前	重要な変更にあたらぬ (記録項目の追加)
令和7年2月28日	【P.68】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 の内容	1～3(略)	4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	【P.68】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1～3(略)	4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面の誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.69】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	1～4(略)	5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 (2)サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.69】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	1～4(略)	5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.70】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1～4(略)	5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	【P.71】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容	1～3、5(略) 4 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。	4 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。サービス検索・電子申請機能と申請管理システムの間にDMZを設けることにより、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、FWで外部接続先との通信を制限している。 6 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.72】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	1～3(略)	4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 (2)なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.72】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1～3(略)	4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)発効 アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。アクセス権限の付与を必要最低限とする。 (2)失効 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	【P.72】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	1～3(略)	4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 定期的にユーザIDを一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.73】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	1～3(略)	4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 (2)アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 (3)定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.74】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	1～4(略)	5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 (2)外部記録媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記録媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 (3)外部記録媒体内のデータは暗号化する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	【P.74】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクリスクに対する措置の内容	1～3(略)	4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 (2)アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請データ等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記録媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 (3)外部記録媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記録媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 (4)外部記録媒体内のデータは暗号化する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.82】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	1～5(略)	6 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置 (1)LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティファイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 (2)外部記録媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	【P.83】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	1～4(略) 5(2)地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	5(2)地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用について」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用についてに規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事後	重要な変更にあたらない(改版に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	<p>【P.83】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	1～5(略)	<p>6 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置</p> <p>(1)LGWAN接続端末へのウィルス検出ソフトウェア等の導入により、ウィルス定義ファイルの定期的な更新及びウィルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。</p> <p>(2)サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)
令和7年2月28日	<p>【P.84】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年いないに、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>その内容</p> <p>自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性者1名に対して、配食サービスを案内する電子メールを送信する際、本来利用票のPDFファイルのみを送信すべきところ、誤って167名分の個人情報が記された配食サービス利用者のリストを添付して送信した。</p> <p>再発防止策の内容</p> <p>電子メール等を送信する前には、必ず複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知、徹底した。また、個人情報取扱いの重要性について、職員に対して再度周知、徹底した。</p>	<p>その内容</p> <p>本市の事業の受託業者が、事業の参加者に対してアンケート調査の依頼を電子メールにて一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ、誤って「宛先」欄を使用し、電子メールアドレス(121名分)をほかの参加者から閲覧できる状態で送信した。</p> <p>再発防止策の内容</p> <p>受託業者に対し、個人情報の取扱いについて誤りのないよう指示徹底した。電子メールを一括送信する際は複数の職員で確認するように指導を行った。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(記載例の変更による修正)
令和7年2月28日	<p>【P.84】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク2 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容</p>	1～3(略)	<p>4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置</p> <p>LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</p>	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	<p>【P.84】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容</p>	1～4(略)	<p>5 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)における措置</p> <p>(1)LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人情報付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</p> <p>(2)外部記録媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p>	事前	<p>特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(使用するシステムの追加)</p>

(別表3) 令和7年2月28日 別表1の新旧対照表

変更前の記載					変更後の記載				
#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲	#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
1		・番号利用法別表第2の1項 ・番号利用法別表第2の2の項 ・番号利用法別表第2の3の項 ・番号利用法別表第2の4の項 ・番号利用法別表第2の5の項 ・番号利用法別表第2の6の項 ・番号利用法別表第2の7の項 ・番号利用法別表第2の8の項 ・番号利用法別表第2の9の項 ・番号利用法別表第2の10の項 ・番号利用法別表第2の11の項 ・番号利用法別表第2の12の項 ・番号利用法別表第2の13の項 ・番号利用法別表第2の14の項 ・番号利用法別表第2の15の項 ・番号利用法別表第2の16の項 ・番号利用法別表第2の17の項 ・番号利用法別表第2の18の項 ・番号利用法別表第2の19の項 ・番号利用法別表第2の20の項 ・番号利用法別表第2の21の項 ・番号利用法別表第2の22の項 ・番号利用法別表第2の23の項 ・番号利用法別表第2の24の項 ・番号利用法別表第2の25の項 ・番号利用法別表第2の26の項 ・番号利用法別表第2の27の項 ・番号利用法別表第2の28の項 ・番号利用法別表第2の29の項 ・番号利用法別表第2の30の項 ・番号利用法別表第2の31の項 ・番号利用法別表第2の32の項 ・番号利用法別表第2の33の項 ・番号利用法別表第2の34の項 ・番号利用法別表第2の35の項 ・番号利用法別表第2の36の項 ・番号利用法別表第2の37の項 ・番号利用法別表第2の38の項 ・番号利用法別表第2の39の項 ・番号利用法別表第2の40の項 ・番号利用法別表第2の41の項 ・番号利用法別表第2の42の項 ・番号利用法別表第2の43の項 ・番号利用法別表第2の44の項 ・番号利用法別表第2の45の項 ・番号利用法別表第2の46の項 ・番号利用法別表第2の47の項 ・番号利用法別表第2の48の項 ・番号利用法別表第2の49の項 ・番号利用法別表第2の50の項 ・番号利用法別表第2の51の項 ・番号利用法別表第2の52の項 ・番号利用法別表第2の53の項 ・番号利用法別表第2の54の項 ・番号利用法別表第2の55の項 ・番号利用法別表第2の56の項 ・番号利用法別表第2の57の項 ・番号利用法別表第2の58の項 ・番号利用法別表第2の59の項 ・番号利用法別表第2の60の項 ・番号利用法別表第2の61の項 ・番号利用法別表第2の62の項 ・番号利用法別表第2の63の項 ・番号利用法別表第2の64の項 ・番号利用法別表第2の65の項 ・番号利用法別表第2の66の項 ・番号利用法別表第2の67の項 ・番号利用法別表第2の68の項 ・番号利用法別表第2の69の項 ・番号利用法別表第2の70の項 ・番号利用法別表第2の71の項 ・番号利用法別表第2の72の項 ・番号利用法別表第2の73の項 ・番号利用法別表第2の74の項 ・番号利用法別表第2の75の項 ・番号利用法別表第2の76の項 ・番号利用法別表第2の77の項 ・番号利用法別表第2の78の項 ・番号利用法別表第2の79の項 ・番号利用法別表第2の80の項 ・番号利用法別表第2の81の項 ・番号利用法別表第2の82の項 ・番号利用法別表第2の83の項 ・番号利用法別表第2の84の項 ・番号利用法別表第2の85の項 ・番号利用法別表第2の86の項 ・番号利用法別表第2の87の項 ・番号利用法別表第2の88の項 ・番号利用法別表第2の89の項 ・番号利用法別表第2の90の項 ・番号利用法別表第2の91の項 ・番号利用法別表第2の92の項 ・番号利用法別表第2の93の項 ・番号利用法別表第2の94の項 ・番号利用法別表第2の95の項 ・番号利用法別表第2の96の項 ・番号利用法別表第2の97の項 ・番号利用法別表第2の98の項 ・番号利用法別表第2の99の項 ・番号利用法別表第2の100の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	1		・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「番号利用法命令」という。）第2条の表1の項 ・番号利用法命令第3条	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号利用法命令第3条で定められた用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号利用法命令第3条で定められた範囲に該当する者
2		・番号利用法別表第2の2の項 ・番号利用法命令第2条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	2		・番号利用法命令第2条の表2の項 ・番号利用法命令第4条	番号利用法命令第4条で定められた用途	番号利用法命令第4条で定められた範囲に該当する者
3		・番号利用法別表第2の3の項 ・番号利用法命令第3条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	3		・番号利用法命令第2条の表3の項 ・番号利用法命令第5条	番号利用法命令第5条で定められた用途	番号利用法命令第5条で定められた範囲に該当する者
追加					4	総務大臣又は都道府県知事	・番号利用法命令第2条の表4の項 ・番号利用法命令第6条	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号利用法命令第6条で定められた用途	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号利用法命令第6条で定められた範囲に該当する者
4		・番号利用法別表第2の4の項 ・番号利用法命令第4条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	5		・番号利用法命令第2条の表5の項 ・番号利用法命令第7条	番号利用法命令第7条で定められた用途	番号利用法命令第7条で定められた範囲に該当する者
5		・番号利用法別表第2の6の項 ・番号利用法命令第6条	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	6		・番号利用法命令第2条の表7の項 ・番号利用法命令第9条	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号利用法命令第9条で定められた用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号利用法命令第9条で定められた範囲に該当する者
6		・番号利用法別表第2の8の項 ・番号利用法命令第7条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	7		・番号利用法命令第2条の表11の項 ・番号利用法命令第13条	番号利用法命令第13条で定められた用途	番号利用法命令第13条で定められた範囲に該当する者
7		・番号利用法別表第2の9の項 ・番号利用法命令第8条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	8		・番号利用法命令第2条の表13の項 ・番号利用法命令第15条	番号利用法命令第15条で定められた用途	番号利用法命令第15条で定められた範囲に該当する者
8		・番号利用法別表第2の11の項 ・番号利用法命令第10条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	9		・番号利用法命令第2条の表15の項 ・番号利用法命令第17条	番号利用法命令第17条で定められた用途	番号利用法命令第17条で定められた範囲に該当する者
9		・番号利用法別表第2の16の項 ・番号利用法命令第12条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	10		・番号利用法命令第2条の表20の項 ・番号利用法命令第22条	番号利用法命令第22条で定められた用途	番号利用法命令第22条で定められた範囲に該当する者
10		・番号利用法別表第2の18の項 ・番号利用法命令第13条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	11		・番号利用法命令第2条の表28の項 ・番号利用法命令第30条	番号利用法命令第30条で定められた用途	番号利用法命令第30条で定められた範囲に該当する者
11		・番号利用法別表第2の20の項 ・番号利用法命令第14条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	12		・番号利用法命令第2条の表37の項 ・番号利用法命令第39条	番号利用法命令第39条で定められた用途	番号利用法命令第39条で定められた範囲に該当する者
12		・番号利用法別表第2の23の項 ・番号利用法命令第16条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	13		・番号利用法命令第2条の表39の項 ・番号利用法命令第41条	番号利用法命令第41条で定められた用途	番号利用法命令第41条で定められた範囲に該当する者



変更前の記載					変更後の記載				
#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲	#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
13		・番号利用別表第2の26項 ・番号利用法令第19条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	14		・番号利用法令第2条の表42の項 ・番号利用法令第44条	番号利用法令第44条で定められた用途	番号利用法令第44条で定められた範囲に該当する者
14		・番号利用別表第2の27項 ・番号利用法令第20条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	15		・番号利用法令第2条の表48の項 ・番号利用法令第50条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定められた範囲に該当する者
15		・番号利用別表第2の28項 ・番号利用法令第21条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	16		・番号利用法令第2条の表49の項 ・番号利用法令第51条	番号利用法令第51条で定められた用途	番号利用法令第51条で定められた範囲に該当する者
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号利用別表第2の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	削除				
17		・番号利用別表第2の31項 ・番号利用法令第22条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	17		・番号利用法令第2条の表53の項 ・番号利用法令第55条	番号利用法令第55条で定められた用途	番号利用法令第55条で定められた範囲に該当する者
18		・番号利用別表第2の34項 ・番号利用法令第22条の3	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	18		・番号利用法令第2条の表57の項 ・番号利用法令第59条	番号利用法令第59条で定められた用途	番号利用法令第59条で定められた範囲に該当する者
19		・番号利用別表第2の35項 ・番号利用法令第22条の4	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	19		・番号利用法令第2条の表58の項 ・番号利用法令第60条	番号利用法令第60条で定められた用途	番号利用法令第60条で定められた範囲に該当する者
20		・番号利用別表第2の37項 ・番号利用法令第23条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	20		・番号利用法令第2条の表59の項 ・番号利用法令第61条	番号利用法令第61条で定められた用途	番号利用法令第61条で定められた範囲に該当する者
21		・番号利用別表第2の38項 ・番号利用法令第24条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	21		・番号利用法令第2条の表63の項 ・番号利用法令第65条	番号利用法令第65条で定められた用途	番号利用法令第65条で定められた範囲に該当する者
22		・番号利用別表第2の39項 ・番号利用法令第24条の2	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	22		・番号利用法令第2条の表65の項 ・番号利用法令第67条	番号利用法令第67条で定められた用途	番号利用法令第67条で定められた範囲に該当する者
23		・番号利用別表第2の40項 ・番号利用法令第24条の3	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	23		・番号利用法令第2条の表66の項 ・番号利用法令第68条	番号利用法令第68条で定められた用途	番号利用法令第68条で定められた範囲に該当する者
24		・番号利用別表第2の42項 ・番号利用法令第25条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	24		・番号利用法令第2条の表69の項 ・番号利用法令第71条	番号利用法令第71条で定められた用途	番号利用法令第71条で定められた範囲に該当する者
25		・番号利用別表第2の48項 ・番号利用法令第26条の3	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	25		・番号利用法令第2条の表73の項 ・番号利用法令第75条	番号利用法令第75条で定められた用途	番号利用法令第75条で定められた範囲に該当する者
26		・番号利用別表第2の53項 ・番号利用法令第27条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	26		・番号利用法令第2条の表75の項 ・番号利用法令第77条	番号利用法令第77条で定められた用途	番号利用法令第77条で定められた範囲に該当する者
27		・番号利用別表第2の54項 ・番号利用法令第28条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	27		・番号利用法令第2条の表76の項 ・番号利用法令第78条	番号利用法令第78条で定められた用途	番号利用法令第78条で定められた範囲に該当する者

変更前の記載				変更後の記載					
#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲	#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
28		・番号利用法別表第2の57項 ・番号利用法命令第31条	主務省令で定められた用途	範囲に該当する者	28		・番号利用法命令第2条の表81の項 ・番号利用法命令第83条	番号利用法命令第83条で定められた用途	て番号利用法命令第83条で定められた範囲に該当する者
29		・番号利用法別表第2の58項 ・番号利用法命令第31条の2	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	29		・番号利用法命令第2条の表83の項 ・番号利用法命令第85条	番号利用法命令第85条で定められた用途	番号利用法命令第85条で定められた範囲に該当する者
30		・番号利用法別表第2の59項 ・番号利用法命令第31条の3	て主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	30		・番号利用法命令第2条の表84の項 ・番号利用法命令第86条	番号利用法命令第86条で定められた用途	番号利用法命令第86条で定められた範囲に該当する者
31		・番号利用法別表第2の61項 ・番号利用法命令第32条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	31		・番号利用法命令第2条の表86の項 ・番号利用法命令第88条	番号利用法命令第88条で定められた用途	番号利用法命令第88条で定められた範囲に該当する者
32		・番号利用法別表第2の62項 ・番号利用法命令第33条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	32		・番号利用法命令第2条の表87の項 ・番号利用法命令第89条	番号利用法命令第89条で定められた用途	番号利用法命令第89条で定められた範囲に該当する者
33		・番号利用法別表第2の63項 ・番号利用法命令第34条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	33		・番号利用法命令第2条の表88の項 ・番号利用法命令第90条	番号利用法命令第90条で定められた用途	番号利用法命令第90条で定められた範囲に該当する者
34		・番号利用法別表第2の64項 ・番号利用法命令第35条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	34		・番号利用法命令第2条の表89の項 ・番号利用法命令第91条	番号利用法命令第91条で定められた用途	番号利用法命令第91条で定められた範囲に該当する者
35		・番号利用法別表第2の65項 ・番号利用法命令第36条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	35		・番号利用法命令第2条の表90の項 ・番号利用法命令第92条	番号利用法命令第92条で定められた用途	番号利用法命令第92条で定められた範囲に該当する者
36		・番号利用法別表第2の66項 ・番号利用法命令第37条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	36		・番号利用法命令第2条の表91の項 ・番号利用法命令第93条	番号利用法命令第93条で定められた用途	番号利用法命令第93条で定められた範囲に該当する者
37		・番号利用法別表第2の67項 ・番号利用法命令第38条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	37		・番号利用法命令第2条の表92の項 ・番号利用法命令第94条	番号利用法命令第94条で定められた用途	番号利用法命令第94条で定められた範囲に該当する者
38		・番号利用法別表第2の70項 ・番号利用法命令第39条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	38		・番号利用法命令第2条の表96の項 ・番号利用法命令第98条	番号利用法命令第98条で定められた用途	番号利用法命令第98条で定められた範囲に該当する者
39		番号利用法別表第2の71項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	39		番号利用法命令第2条の表98の項 ・番号利用法命令第100条	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって番号利用法命令第100条で定められた用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって番号利用法命令第100条で定められた範囲に該当する者
40		・番号利用法別表第2の74項 ・番号利用法命令第40条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	40		・番号利用法命令第2条の表106の項 ・番号利用法命令第108条	番号利用法命令第108条で定められた用途	番号利用法命令第108条で定められた範囲に該当する者
追加					41	市町村長	・番号利用法命令第2条の表108の項 ・番号利用法命令第110条	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号利用法命令第110条で定められた用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号利用法命令第110条で定められた範囲に該当する者
41		・番号利用法別表第2の80項 ・番号利用法命令第43条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	42		・番号利用法命令第2条の表115の項 ・番号利用法命令第117条	番号利用法命令第117条で定められた用途	番号利用法命令第117条で定められた範囲に該当する者

(別表3)令和7年2月28日 別表1の新旧対照表

変更前の記載					変更後の記載				
#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲	#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
42	厚生労働大臣	・番号利用法別表第2の84項 ・番号利用法令第43条の3	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	削除				
43		・番号利用法別表第2の85の2項 ・番号利用法令第43条の4	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	43		・番号利用法令第2条の表124の項 ・番号利用法令第126条	番号利用法令第126条で定められた用途	番号利用法令第126条で定められた範囲に該当する者
44		・番号利用法別表第2の87項 ・番号利用法令第44条	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	44		・番号利用法令第2条の表125の項 ・番号利用法令第127条	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号利用法令第127条で定められた用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号利用法令第127条で定められた範囲に該当する者
45		・番号利用法別表第2の91項 ・番号利用法令第44条の2	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	45		・番号利用法令第2条の表129の項 ・番号利用法令第131条の2	番号利用法令第131条で定められた用途	番号利用法令第131条で定められた範囲に該当する者
46		・番号利用法別表第2の92項 ・番号利用法令第45条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	46		・番号利用法令第2条の表130の項 ・番号利用法令第132条	番号利用法令第132条で定められた用途	番号利用法令第132条で定められた範囲に該当する者
47		・番号利用法別表第2の94項 ・番号利用法令第47条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	47		・番号利用法令第2条の表132の項 ・番号利用法令第134条	番号利用法令第134条で定められた用途	番号利用法令第134条で定められた範囲に該当する者
48		・番号利用法別表第2の97項 ・番号利用法令第49条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	48		・番号利用法令第2条の表137の項 ・番号利用法令第139条	番号利用法令第139条で定められた用途	番号利用法令第139条で定められた範囲に該当する者
49		・番号利用法別表第2の101項 ・番号利用法令第49条の2	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	49		・番号利用法令第2条の表138の項 ・番号利用法令第140条	番号利用法令第140条で定められた用途	番号利用法令第140条で定められた範囲に該当する者
50	農林漁業団体職員共済組合	・番号利用法別表第2の102項 ・番号利用法令第50条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	削除				
51		・番号利用法別表第2の103項 ・番号利用法令第51条	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	50		・番号利用法令第2条の表140の項 ・番号利用法令第142条	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって番号利用法令第142条で定められた用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって番号利用法令第142条で定められた範囲に該当する者
52		・番号利用法別表第2の106項 ・番号利用法令第53条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	51		・番号利用法令第2条の表141の項 ・番号利用法令第143条	番号利用法令第143条で定められた用途	番号利用法令第143条で定められた範囲に該当する者
53		・番号利用法別表第2の107項 ・番号利用法令第54条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	52		・番号利用法令第2条の表142の項 ・番号利用法令第144条	番号利用法令第144条で定められた用途	番号利用法令第144条で定められた範囲に該当する者
54		・番号利用法別表第2の108項 ・番号利用法令第55条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	53		・番号利用法令第2条の表144の項 ・番号利用法令第146条	番号利用法令第146条で定められた用途	番号利用法令第146条で定められた範囲に該当する者

変更前の記載				変更後の記載					
#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲	#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
追加					54	総務大臣	・番号利用法命令第2条の表147の項 ・番号利用法命令第147条	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定められた用途	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定められた範囲に該当する者
55		・番号利用法別表第2の113項 ・番号利用法命令第58条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	55		・番号利用法命令第2条の表151の項 ・番号利用法命令第153条	番号利用法命令第153条で定められた用途	番号利用法命令第153条で定められた範囲に該当する者
56		・番号利用法別表第2の114項 ・番号利用法命令第59条	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	56		・番号利用法命令第2条の表152の項 ・番号利用法命令第154条	番号利用法命令第154条で定められた用途	番号利用法命令第154条で定められた範囲に該当する者
57	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	番号利用法別表第2の115項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	削除				
58		・番号利用法別表第2の116項 ・番号利用法命令第59条の2	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	57		・番号利用法命令第2条の表155の項 ・番号利用法命令第157条	番号利用法命令第157条で定められた用途	番号利用法命令第157条で定められた範囲に該当する者
59		・番号利用法別表第2の117項 ・番号利用法命令第59条の2の2	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	58		・番号利用法命令第2条の表156の項 ・番号利用法命令第158条	番号利用法命令第158条で定められた用途	番号利用法命令第158条で定められた範囲に該当する者
60		・番号利用法別表第2の120項	主務省令で定められた用途	主務省令で定められた範囲に該当する者	59		・番号利用法命令第2条の表158の項 ・番号利用法命令第160条	番号利用法命令第160条で定められた用途	番号利用法命令第160条で定められた範囲に該当する者
追加					60		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ・番号利用法命令第2条の表160の項 ・番号利用法命令第162条	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号利用法命令第162条で定められた用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号利用法命令第162条で定められた範囲に該当する者
追加					61	都道府県知事等	・番号利用法命令第2条の表161の項 ・番号利用法命令第163条	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号利用法命令第163条で定められた用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号利用法命令第163条で定められた範囲に該当する者
追加					62	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	・番号利用法命令第2条の表163の項 ・番号利用法命令第165条	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号利用法命令第165条で定められた用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号利用法命令第165条で定められた範囲に該当する者
追加					63	都道府県知事	・番号利用法命令第2条の表164の項 ・番号利用法命令第166条	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号利用法命令第166条で定められた用途	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号利用法命令第166条で定められた範囲に該当する者

(別表3) 令和7年2月28日 別表1の新旧対照表

変更前の記載					変更後の記載				
#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲	#	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
追加					64	都道府県知事	・ 番号利用法命令第2条の表165の項 ・ 番号利用法命令第167条	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号利用法命令第167条で定められた用途	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号利用法命令第167条で定められた範囲に該当する者
追加					65	都道府県知事	・ 番号利用法命令第2条の表166の項 ・ 番号利用法命令第168条	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号利用法命令第168条で定められた用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号利用法命令第168条で定められた範囲に該当する者
追加					66	文部科学大臣	・ 番号利用法命令第2条の表167の項 ・ 番号利用法命令第169条	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号利用法命令第169条で定められた用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号利用法命令第169条で定められた範囲に該当する者
追加					67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	・ 番号利用法命令第2条の表168の項 ・ 番号利用法命令第170条	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号利用法命令第170条で定められた用途	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号利用法命令第170条で定められた範囲に該当する者
追加					68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	・ 番号利用法命令第2条の表169の項 ・ 番号利用法命令第171条	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号利用法命令第171条で定められた用途	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号利用法命令第171条で定められた範囲に該当する者
追加					69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	・ 番号利用法命令第2条の表170の項 ・ 番号利用法命令第172条	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号利用法命令第172条で定められた用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号利用法命令第172条で定められた範囲に該当する者
追加					70	文部科学大臣	・ 番号利用法命令第2条の表171の項 ・ 番号利用法命令第173条	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号利用法命令第173条で定められた用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号利用法命令第173条で定められた範囲に該当する者
追加					71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	・ 番号利用法命令第2条の表172の項 ・ 番号利用法命令第174条	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号利用法命令第174条で定められた用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号利用法命令第174条で定められた範囲に該当する者
追加					72	都道府県知事	・ 番号利用法命令第2条の表173の項 ・ 番号利用法命令第175条	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって番号利用法命令第175条で定められた用途	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって番号利用法命令第175条で定められた範囲に該当する者